

同(山本勝市君紹介)(第二五五八号)
労働者災害補償保険法の一部改正に関する請願(古川丈吉君紹介)(第二三三二号)
食肉販売業者の環境衛生同業組合連合会設立認可促進に関する請願(亀山孝一君紹介)(第二三三九号)
同(高橋順一君紹介)(第二三三九号)
同(石坂繁君紹介)(第二四九八号)
同(久野忠治君紹介)(第二四九九号)
同(小川半次君紹介)(第二五三〇号)
同(田中榮一君紹介)(第二五五九号)
同(山村庄之助君紹介)(第二五六〇号)
酒類矯正院設立等に関する請願(八田貞義君紹介)(第二三三七四号)
同(山中吾郎君紹介)(第二三三七五号)
国立療養所の看護婦増員に関する請願(石野久男君紹介)(第二三八七号)
生活保護法による療養患者の医療券打切り反対等に関する請願(石野久男君紹介)(第二三八八号)
健康保険法の一部改正に関する請願(小林進君紹介)(第二四一九号)
国立療養所の医師定員確保に関する請願(小林進君紹介)(第二四二〇号)
国民健康保険の国庫負担増額等に関する請願外一件(小林進君紹介)(第二四二二二号)
国立療養所の特別会計制実施反対に関する請願(小林進君紹介)(第二四二二二号)

生活保護法による基準額引上げに関する請願外二件(小林進君紹介)(第二四二三三号)
結核回復者の就職及び住宅保障に関する請願外二件(小林進君紹介)(第二四二四四号)
国立病院、療養所の給食費引上げに関する請願外一件(小林進君紹介)(第二四二五五号)
結核治療費全額国庫負担制度確立に関する請願外二件(小林進君紹介)(第二四二六六号)
西式健康法指導員の資格法制化に関する請願外二件(中澤茂一君紹介)(第二四二七七号)
同外三件(田中彰治君紹介)(第二五三六六号)
酒害対策事業推進に関する請願(八田貞義君紹介)(第二四二八八号)
同(山中吾郎君紹介)(第二四二八九号)
日雇労働者健康保険法等の一部改正に関する請願(八百板正君紹介)(第二四三〇号)
失業対策事業の就労日数増加等に関する請願(八百板正君紹介)(第二四三三二号)
国立伊東、別府保養所の重度戦傷病者の看護料徴収反対に関する請願(岡崎英城君紹介)(第二四三九号)
飛騨、木曾川国定公園指定に関する請願(江崎真澄君紹介)(第二四六〇号)
同(大野伴陸君紹介)(第二四六一号)
養老法の一部改正に関する請願(濱田幸雄君紹介)(第二五〇七号)
職業安定法に基づく紹介手数料率及び徴収期間等改正に関する請願(關谷勝利君紹介)(第二五三二二号)

看護婦、準看護婦等の職域確保に関する請願外一件(八木敏雄君紹介)(第二五三三三号)
名古屋市の保育所措置費国庫負担金交付基準の地域差是正に関する請願(大坪保雄君紹介)(第二五五二二号)
勤労学徒犠牲者の処遇改善に関する請願(大坪保雄君紹介)(第二五五三三号)
は本委員会に付託された。
本日の会議に付した案件
国民年金法案(内閣提出第一二二三号)
国民年金法案(八木一男君外十四名提出、衆法第一七号)
国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律案(八木一男君外十四名提出、衆法第二六号)
○田委員 長 これより会議を開きます。
内閣提出の国民年金法案並びに八木一男君外十四名提出の国民年金法案、及び国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律案を一括議題とし、審査を進めます。
○岡本(隆)委員 先般の委員会、一部の国民年金についての問題をお伺いしたのですが、まだお尋ねしたいことが四、五残っておりますので、厚生大臣にお答えを願いたいと思います。
第一に、第四条の年金の額及び保険料の金額の調整の問題でございますけれども、五年ごとに調整していくというふうなことがこの案に書かれておりますが、「国民の生活水準その他の諸事

情に著しい変動が生じた場合には、その調整を行う」という、著しい変動というのをどういうふうな理解していいのかが、具体的に答えを願いたい。
○小山(進)政府委員 著しい変動というものが具体的に、たとえば生活水準の率でいった場合にどのくらいになるかとか、あるいは額でいった場合にどのくらいの開きができるならばこれに該当するかというふうな点が明らかになればそういうふうな点にしたい、こういうふうな考え方が強いわけでありましてけれども、この問題はいろいろ検討いたしました結果として、どうもそういった明確な数字なりあるいは率をもつて表わすことが事の性質上なかなかできかねる。大体五年ごとに料率の再計算を行うことにいたしましたので、前回の五年ごとに実態を検討しまして、前回のきめたとときの社会経済条件と比べてみて、社会通念上相当大きな動きがあったら、社会通念上認められる場合においては、それに応じて調整をする、こういうふうな考え方を持っているわけでございます。
○岡本(隆)委員 著しいという言葉のお答えを願うのに、それが相当大きいというお答えであったのでは、これはお答えをいただいたことにはなっておらないと思ふのです。著しいといえれば、たとえば現在の物価水準に対しておおよそ何%くらいの変動が起った場合には著しいと解釈すべきかというふうな点を具体的に答えを願わないと、ただ著しいということだけでは、たとえば五%以上でもそれは著しいということに入るのか入らないのか、倍になつて初めて著しくなるのか、その辺のところが一向わからないのです。

そうすると、五年前に二〇%上つており、さらにまた五年たつたときに二〇%上つた場合、四〇%物価は上つておるにかかわらず、前に比べて著しくないじゃないかということであらば、物価の変動が一向年金額はスライドされて参りません。そういうことであります。それから現在の貨幣価値のもとにおいて拠出してはいるものが、今年度年金を受けるときにはほとんど使用価値のないような形の年金になつてしまふ心配があるわけですね。だから調整というものはできるだけこまかく、少くとも現在支給を目途とされるところの年金額が現実支給されるときに、やはりその使用価値が同じ程度でなければならぬということが原則だと思ふのです。その原則をいかにして維持していくかという点については、この著しいという言葉の解釈というものが私は非常に大切になつて参ると思うのです。だからその辺を、どの程度に達した場合に調整をしなければならぬかというところをこの機会に明確にしておいていただかなければ、のりくらりに著しくないということで逃げられたのでは、これは国民年金がその名に値しない年金になつてしまふおそれがあると思ふのです。これをはつきりこの機会に明確にしたい、ききたいということを私は希望しておるわけですね。
○小山(進)政府委員 根本的な考え方につきましては、ただいま岡本先生が仰せられた通りだと心得ております。問題はこの種のものについて、こういうふうな表現をとりますのは、事の性質上一律な数字等をもって表わしがたい。ただいま先生が言われましたよう

な根本の趣旨を念頭に置きまして、健全な社会常識をもつて考える、こういうことが基本になる問題でございます。そう、そういうふうに考えました場合、たとえば例におあげになったように、その間に四〇％も生活水準が上ったとか、あるいは物価水準が動いたということでありましたら、これは問題なく著しい変動が生じたということに相なると思っています。

○岡本(隆)委員　そうしますと、五カ年ごとに一応物価の変動に応じてスライドするような形で、年金額もあるいは保険料もスライド式に、五年前の物価プラス生活水準を、五年前とそれとの比率において、大体比例的にスライド・アップしていかれる、こういうような御方針と理解してよろしいでしょうか。

○小山(進)政府委員　根本の關係はおおむね先生が仰せられているような關係になると思います。しかし単純にスライドするかどうかという問題になります。必ずしも単純にスライドする、そのときの健全な常識から見まして、特に生活水準の上昇の場合におきましては、あるいはスタートのときは諸般の事情を見て低い姿勢で出発をした、しかしその後の推移を見れば財政状況も健全である、ほかの年金――ほかの申しますのは、他の公的年金制度における年金額も、料率の引き上げとともに年金額の引き上げが非常に行われた。言いかえますならば、年金というものは、あるいは所得の程度が高まってきた、こういうことになりましたならば、おそれるは単純なスライドを越えた引き上げを考えていかなければいけません。

逆にまた今度は若干の生活水準の動きはあったけれども、どうも保険料の面において今すぐ引き上げるということになかなかむずかしいというようにございまして、単純にスライドしただけを引上げないで、そのときの諸般の事情の許す限度において引き上げを考えていく、こういうことに相なると思っています。

○岡本(隆)委員　他の年金の場合には、たとえば恩給にいたしましても、厚生年金保険にいたしましても、報酬の比例に応じた給付額がございまして、ある程度自動的にスライドされる形ができております。ところが国民年金の場合にはそういうふうな自動的にスライドされる形ができておられないから、従ってここに出てくる調整が大きな問題になって参ると思っております。

そこで大体系をお組みになるに当たってのあなたのお心がまえでございまして、厚生省としては大体これから後の日本の物価というものが――もちろんこれは変動がないのが望ましいことではあります。しかしながらそういうことは絶対的にあり得ない。やはり幾らかづつ物価というものは、過去のいろいろなものから見て、戦争というふうな事態がなくとも、だんだん物価というものはしりとり上昇していくのが当然のことです。そこへ持ってきて、今度はさらに国民の生活というもの、今度はさらに国民の生活というものがだんだん程度が高まっていますが、これから後ますますその度というものは強くなると思っております。またそのことが望ましいのであって、いつまでも低い生活程度に置かれておったのでは困るので、国民の生活程度というものはどんどん飛躍的に上昇しなければなら

りません。そういったしますと、給付されるこの年金額というものは、やはりその生活程度にスライド・アップしたところの年金額が給付されなければならぬことになるわけでございます。その中で、そういうふうな率をおよそどのくらい見て、年度の計画をお進めになつていらっしゃるのか、その辺のところを伺いたい。

○小山(進)政府委員　ただいまお話しになりました問題のうち、物価につきましては、遠い将来は別でございまして、考えますならば、ほとんど動かない、かような想定をしております。それから生活水準については相当な伸びがあり、従つて五年目に検討されるときには、主としてその間における生活水準の伸び、あるいはその他ほかの年金制度における年金額の引き上げの状況というふうなものが検討の場合の積極的な因子になる、それからそのときの国民年金における財政状況というものがそういうふうな措置を許すか許さないかというところを検討する場合に、いわば積極的な要因になる、かように考えます。

○岡本(隆)委員　厚生大臣がほかへお出ましになりましたので、その間に少し事務的な面だけ伺ひしておきたいと思ひますが、今度の法案が施行されます場合に、たとえば生活保護法の適用を受けている者、あるいは公的な施設に収容されている人たちについて、処遇の問題がまだはっきりされておらないと思ひますが、その辺について小山さんから一つ具体的に

○小山(進)政府委員　生活保護法の保護を受けておられます人々と、援護年金を受けます人との關係については、すでに厚生大臣から繰返し申し上げたところでございまして、簡単に結論だけを要約して申し上げます。これらの人々に援護年金が参りますことは、これはもちろんでございますけれども、現在の生活保護法の建前から申しますと、与えられませんでした援護年金はそのまま収入と見られることになりまして、生活保護法の運用において特段の措置が講じられませんでした、実質的には援護年金がもらえなかったと同じ結果になる、それでは困るということからいたしまして、生活保護法の基準におきまして老齢加算制度を設ける。身障加算及び母子加算についてはこれを増額するということにいたしました。努めて実質的にもらえるようにしていただく。この額を幾らにするかということがいわば宿題になって残っているわけでございます。これは政府内部においてなるべく早い機会に進めていく、こういうことに相なつておるのでございます。

それから第二の公けの施設に入っている人々に対する援護年金の支給をどうするかという問題につきましては、法律の第六十五条に規定してありますところの監獄、労務場あるいは少年院というふうなところにおられます人々は別でございますけれども、それ以外の施設、たとえば療養所等ありますとか、あるいは養老院等ありますとか、あるいは施設に入っております人々には、当然援護年金は支給されます。

○岡本(隆)委員　加算制度が行われるということについては承わっておりますが、しかしながらどの程度の加算が行われるかというところが問題であり、この年金が通るのを待っている人々にとつて、それが切実なんです。その問題はこれから研究いたしまして、できるだけ早い機会にということでは、私たちには満足できないと思ひます。やはりこの法案が通過するまでに大体どの程度のことはできようかというところをお聞かせ願ひたいと思ひます。それじゃ何がしかということであれば、百円も何がしかだし千円も何がしかです。だからその辺についてはあまりにあまりいまいもございまして、この年金制度に対して非常な期待を持っておられる人々に対しては誠意がないと思ひますが、その辺について重ねて伺ひたいと思ひます。

なおもう一つ、ただいまの公けの施設の場合、養老院であるとか療養所にいる人々につきましてもやはり年金は支給されるが、しかしながら同時に今まで出ておったところのいろいろな見舞金とか諸手当というものが、年金が入るからもうよしとしますよというところになるのでは、その人たちは何のことも意味をなさなくなると思ひますが、それについてはどういうことになるのか。この前私がお尋ねしたのでございまして、明確なお答えがございまして、ききようも一度お伺ひしておきたいと思ひます。

○小山(進)政府委員　前段の問題につきましては厚生大臣から、お尋ねのあった先生方に対して、これを何とかうまく解決したいという気持は全く同じでございます。ただせいては事を仕

損ずるような状況にありますので、もう少し時をおかし願いたい、問題は刻一刻目の通りのところに進みつつありますというような気持ちを申し上げているわけでございます、もうしばらく時をかせたいと思っております。

それから後段の問題につきましては、関係当局の間で目下調整をしておりますけれども、これもおそらくしばらく時をかせたいだらうなら、大体みんなが希望しているような方向へ向つての解決にたどり得る、こういうふうに考えております。

○岡本(隆)委員 たとえば私のところへ参つておられます手紙に、らいの療養所でもって現在慰安金が五百円出ています。そこへもつてきてその他の千五百円の身体障害者の手当金が実質的には給付されない形になると思うのだが、それはどうなるだらうかというふうな手紙が参つておりますが、その辺についてはどういうふうになるのでしょうか、お伺いいたしておきます。

○小山(進)政府委員 繰り返して申し上げましたように、千五百円差し上げるといふ方は、法案にも明記されておりますからこれは動かさないわけでございます。千五百円もらうようになったから、従来予算措置として出ておつたものがという点が今問題であるわけでございます。いろいろな事情がありまして、関係当局の間で、あんまりやかましく言わぬでというふうな調子で折衝をしておるわけでございます。御了承願いたいと思ひます。

○岡本(隆)委員 やかましく言わなければうまくいくという御意見であれば、それでいいと思うのであります。しかしながら、やかましく言わなければ、

ば、声のないところへは一向水が流れてこないというのが従来の例でございますので、そういうところの施設の人たちがやかましく言ってくるのだと思ひます。それでまああなたの言葉を信じていたしましてやかましく言わないことにいたしますから、水だけははつきり流す道を通じていただくことをお約束しますが、これは念を押すことはよくございましてよろしいか。

○小山(進)政府委員 問題の性質から申しまして、生活保護法の保護を受けられている人々に対して、援護年金を支給した場合の扱いをどうするか、これは政策の問題でございます。その意味において相当大きな政策的な決定を必要とする、こういう性質の問題でございます。後段の問題は政策の問題ではございません。事務折衝の問題でございますので、この点医務局長も私何とかが解決をいたしたい、こういう気持ちで折衝をいたしておきます。

○岡本(隆)委員 そこで身体障害者の問題が出ましたので、もう少しそれについてお尋ねしたいと思ひます。この「別表に定める」といふ別表でございますが、別表の一級、二級というのはどういうふうな身体障害の程度を意味しておられるのか、お伺いしたいと思ひます。

○小山(進)政府委員 この別表はすでに御説明申し上げましたように、現在の厚生年金保険における障害等級と、それから身体障害者福祉法における障害等級とをともにいたしまして、その後加えられたいいろいろの研究を取り入れたものでございます。専門家がこ

れを検討します場合に、およそ頭に置かれたことは、一級は大体一番最後に書いてありますように、日常生活の用を便することがほとんどできないと思はれる程度の障害というのを念頭に置いてまとめられたようでございます。それから二級の方は、日常生活に著しい制限を加える必要がある程度の障害ということ念頭に置いてまとめられたようでございます。

○岡本(隆)委員 そこで身体障害者の援護年金の場合、あるいはその他の年金の場合でも所得制限がございますね。そういったと、これに該当しないものであつて、しかもこれに近い人が相当あるわけなんです。たとえば精神的な知能障害の非常に激しい場合、あるいは、これにより一そう手回のかかるのに精神病者があると思ひます。放置しておけば何をするかわからないから、絶えず監視しなければならぬ。そういったと、からだは動かない人はむしろまだ手がからないのです。ちやうど三つ四つの子供がかえつて手がかりあります。それと同じような条件にある人は、これは内科的疾患であるという理由をもつては決しておりませんが、しかしながらそれではないか。ことに精神病について取容施設が足りないものでありますから、非常に困る人もたくさん出てくる。そういう点については一向御配慮がないようでございますが、どうお考えですか。

○小山(進)政府委員 ただいまの問題は、すでに八木先生から非常に強く御指摘のあった問題でございますが、決して配慮を加えなかつたわけではないのでございます。いろいろ検討いたしました結果、現段階においては残念ながらできない、こういう判断からいたしまして、問題を後に残したわけでございます。おっしゃる通りに、障害の程度におきまして、この種の人々と同じように扱われるべき人々があり得るといふことは私も十分承知しておりますので、過般申し上げましたような条件の整いました場合におきましては、何とかそういうものも将来はこれに入れていくように考えたい、かように考えております。

○岡本(隆)委員 その所得制限に年収五十万といふことでございますが、その五十万と月四万円なんです。四万円になつて参りまして、たとえば老齢援護年金の場合、老人をかかえておつて、月四万円で子供が三人、四人ある、七十以上になつておるといふふうな場合、これは生活費が相当かさむと思ひます。そういういたしますと、今度はその一番上の子供がよりよく勤めるようになりまして、月七、八千円もらつてくることになる、とたんにそのためにお年寄の援護年金が二人分ともふつ飛んでしまふといふことがあり得るわけでございます。たとえば所得の合算がふえますから、年収五十万円をオーバーして参ります。そういう状況が出てくると思ひますが、そういうふうな場合に、子供の就職のために、老人も今までせつかくもらつておつた加算がもたらなくなるという事になつてくる、老人の方が非常に肩身が狭くなつてくることが出て参ると思ひますのでございます。従つて、それについては、ある程度の段階的な制度というものが私は必要ではないかと思ひます。

○小山(進)政府委員 私どもも岡本先生と全く同様に考えているわけでございます。そういう考えからいたしまして、この法案では、世帯の所得制限をきめます場合に、その世帯の所得の合算額ではなくして、その老人なり身体障害者の方々が実際に扶養を受けている一人の所得だけを問題にして、ほかにお話のような所得が出て参りましても、それは計算に入れない、かようなことにいたしていただきたいと思います。

○岡本(隆)委員 国民年金審議会というのが法文の中に出て参つておりますが、その審議会の構成、それから大体その任務、そういうことをお聞かせ願ひます。

○小山(進)政府委員 国民年金審議会の任務は、別に御審議をいたたいております厚生省設置法の中にきめてありますけれども、国民年金制度の企画及び運営についての重要事項はすべて審議してもらひ、こういうことにいたしておきます。それから構成は、さしあたりのところ委員を十名と予定しております。委員は、国民年金制度について学識経験のある各階層の人々から入つていただくようにいたしたい、かように考えております。

○岡本(隆)委員 そうしますと、さつき申し上げました国民年金の調整とか、そういう仕事は十名の委員で起案していくわけですか。それとも、諮問があつた場合に諮問に應じるだけであつて、調整をする必要があるのかないかというふうなことの決定はどこでしますか。

が、それについての小山さんのお考えはどうですか。

○小山(進)政府委員 私どもも岡本先生と全く同様に考えているわけでございます。そういう考えからいたしまして、この法案では、世帯の所得制限をきめます場合に、その世帯の所得の合算額ではなくして、その老人なり身体障害者の方々が実際に扶養を受けている一人の所得だけを問題にして、ほかにお話のような所得が出て参りましても、それは計算に入れない、かようなことにいたしていただきたいと思います。

○岡本(隆)委員 国民年金審議会というのが法文の中に出て参つておりますが、その審議会の構成、それから大体その任務、そういうことをお聞かせ願ひます。

○小山(進)政府委員 国民年金審議会の任務は、別に御審議をいたたいております厚生省設置法の中にきめてありますけれども、国民年金制度の企画及び運営についての重要事項はすべて審議してもらひ、こういうことにいたしておきます。それから構成は、さしあたりのところ委員を十名と予定しております。委員は、国民年金制度について学識経験のある各階層の人々から入つていただくようにいたしたい、かように考えております。

○岡本(隆)委員 そうしますと、さつき申し上げました国民年金の調整とか、そういう仕事は十名の委員で起案していくわけですか。それとも、諮問があつた場合に諮問に應じるだけであつて、調整をする必要があるのかないかというふうなことの決定はどこでしますか。

○小山(進)政府委員 この審議会は、

単に諮問に応じて答申をするだけでなくて、みずから積極的な意見を述べてもらうように厚生省設置法の方では規定をするようにいたしております。従って、お尋ねのような場合は、単に諮問に応じて答申するだけでなく、必要に応じて積極的に厚生大臣に意見を述べていただくということにならうと思っております。

○岡本(隆)委員 ここあたりから厚生大臣にちよつと……

○園田委員長 もうすぐ来ますから、しばらくそのまま……

○八木(一男)委員 その間に小山さんにちよつと質問いたします。厚生大臣が来られたら岡本さんにすぐかわりますから、拠出年金の中の障害年金、それから援護年金の方の障害援護年金で家族加算を一つも考えておられない。母子援護年金の方あるいは母子年金の方では考えておられる。これはバランスを失っていると思うのですけれども、それについてどういうお考えでこのうう方向をとられたか。

○小山(進)政府委員 母子年金について扶養加算を考へないことは、およそ母子年金の趣旨を没却することになりますので、これは当然のこととしてつけたわけでございます。それから障害年金については、お話のように現在の各種の年金制度ではついておりませんが、できるならつけることが望ましいのでございますが、私どもがとりまいた社会保障制度審議会の答申にも、現在の段階では省いて、姿勢を低くしてスタートしろ、将来逐次そういうふうな充実を考へていくように、こういう趣旨でございますので、そうしたわけでありませう。

○八木(一男)委員 母子家庭について加算をつけるのは当然だろうと思う。これは私賛成でございます。それから身体障害年金なり、障害援護年金について比較して考えると、片一方の障害の方についていけばそれでいいのですけれども、ついていない。それではバランスを失います。母子家庭は第二子から加算です。母子援護年金は、お母さんと子供一人は母子家庭として援護年金がある。第二子から加算という問題は別の問題なんです。子供がなければ年金はやらないというの、第一子とお母さんで一組ができていますので、加算はもう少し多いと思ひます。十六才というより二十才か、二十才でなければならぬと思ひます。だけれども、それと同時に対応してみますと、こちろの方の障害者の子供は青いウツタンになつてもいい、母子家庭の方の子供は少し養分失調が直つたらいいというこでは、バランスがとれないと思ひます。母子加算の多子加算を多くすること、要件を緩和することは私は大賛成で、しなげないと思ひますが、身体障害者には加算は一つも要らないというこは、小山さんも認めておられる通り理屈に合わない。ですからそういうこを社会保障制度審議会が何と言つたつて、どう考へても理屈に合わないことは直されるのが当りまえです。政府は社会保障制度審議会の通りにやつておられないわけですか。いろいろいじくつておられる。理屈に合わないこを言われたら、どんなに権威があるように見える学者が言おうと、そういう理屈に合わないこは直したらいのです。それを至急に直さなければ

いけないと思ひけれども、これは十一月から援護年金が開始されるし、基本年金の方はまた二年後から開始されるので、それまでに直される必要があると思ひます。ただし政府委員のお立場で直すというこは、御本人では言いにくいでしょうけれども、当然これは直さなければならぬ。実際上小山さんが相当の推進力であらうから、そういうこを時の厚生大臣にどんな主張されるならば、直るものかと思ひます。これは小山審議官の御意見でけっこうですが、極力推進してほんとうに実行するまでには、ちゃんと並ぶようにするといふ御意向があるかどうかというこを一つ伺ひたい。

○小山(進)政府委員 望ましい姿としては、障害年金についても家族加算がつくといふことであらうと思ひております。ただ私どもが検討いたしました際の考へ方としては、加算をつける順序として、それでは身体障害者につけなければ母子につけないといふような関係にあるかどうかといふこにつまましては、やはり両者の間にやや段階的な違いがある。従つて将来において、障害年金にも加算をつけるという考へを持ちつつ、さしあたりは母子年金につけるというこでスタートする、こういうふうな考へたわけでございます。

○八木(一男)委員 加算について順序をつけるというこは、これは理屈に合わないと思ひます。同じと見てもいいと思ひます。それで皆さんが奮闘したけれども、大蔵省の頑迷固陋の態度で一つだけ通つたというなら話はわかりませんが、子供に関しては順序は同格であるべきです。母親しかいない子供でも障害者の子供でも、それは生活が少しよくなるような状態に置かれたといふ希望、置かれてやりたいといふ社会的な考へ方、これは同じであるべきだと思ひます。ただ二つそういうこをやつたけれども、大蔵省が頑迷固陋で片方しかとらなかつたといふなら話はわかるけれども、順序をつけるのはおかしい。子供に関しては同じだと思ひます。障害者の子供であつても母子の子供、母子は、一組は母子がなければいけませんから、第一子の場合は別です。第二子以後の加給について母子年金も非常に少ないから、どんどん上げなければいけないけれども、それは同じに考へなければいけないと思ひます。そういう順序をつける考へ方の裏に、身体障害者の子供がなかつたら、あるいはまた身体障害者は、これから結婚して子供を作るといふようなこはあきらめなければいかにぬといふような、不人情なこが内在しているとしたら、それは人間の一重大な権利です。ところがそういうこは配慮がなければ、身体障害者は結婚できないといふこになる。子供が育てられないこととなつたら、結局子供を作つたら子供にかわいそうだしといふこで、基本的人権の中の一重大な権利である結婚すら整えなければならぬといふこになるわけですから、多分身体障害者はそういうこで結婚しない者が多からう、子供も少からう、これからは結婚しないだらうといふような考へ方が内在して順序をつけられたとしたら、これは非常に大きな問題だらうと思ひます。その点についてもう一回御答弁願ひたい。

○小山(進)政府委員 先ほど申し上げたこを繰り返すようなこになるわけでございますが、先生御承知のように、社会保障制度審議会の答申では、援護年金に相当する無拠出年金につきましては、母子年金についても加算がついていなかったのでございます。この点はどう考へても、やはり子供の数というこを考へなければ、母子年金そのものの考へ方に合わないといふこで入れたわけでございます。障害年金についても将来の問題としては、私どもも保険財政の推移もながめた上で、これは積極的に設けるこを考へていきたいといふ気持は強く持つていたのでございます。

なおお話しになりました、このこが身体障害者の結婚を阻害するといふこにつまましては、御承知のように、かりに加算をつけるようになりましても、加算のつくる者は障害者になるときまでに、その人が現実には扶養しておつた妻及び子についてつくだけであつたとして、障害を受けた後に生まれました子供には、これは現在の年金制度では加算がつかないこになつておりますので、この点は一応問題は別だといふふうな考へております。

○八木(一男)委員 小山さん、政府案は今のようにしてできたといふここの介解の立場は、これは十分経緯を知つておりますから、御介解にならなくてけっこうです。加算という問題が、母子家庭の方が多いといふ理屈はあります。一組の母子世帯に対する基本的な年金自体が多ければ、加算という問題もその要因が少くなる。それがあんなちよつぱなものであるから、加算という問題が今おつちやつたようによけ

い起る。基本的な考えというものは、母子家庭について基本額が三万円と多い、千円ではなくて三万円とか四万円もいくということになるならば、加算の問題は薄くなるわけです。そういう問題で考えるならば、それでも加算は必要ですよ。子供の多い方が生活は苦しいのだから……。それで基本額が多ければ、結局母子の基本額とそれから身体障害者の基本額と、そういうものである程度、三分の一かをまかなう。そうして子供が多い要因でふやしていくというのと同様のわけです。ただ母子年金の基本額があまり少ないために、母子の方が加算が多い要因があるといわれるならば、そういうことが要因で……。基本的な障害者に対する年金も、母子年金も十分なものがあつて、次に加算という問題だつたら同格である。それが少ないという要因から、そういうことができておるわけです。

それから、現行法が結婚した後の加算はないというところは、これは冷嘲きわまることでもあります。今までの社会保障政策が非常に貧困であつたためにそういうことがとられた。将来の問題としては、やはり結婚後であつたら、そういう障害者でも子供があつたら加算がつくというふうに発展をしなければいけない。そうでなければ、身体障害者、目の悪い人、手のない人、足のない人は、ほんとうに大事な基本的権利である結婚すらやれりできないということになる。今までの概念のワクを打ち破つて、そういう方向に考えていただかなければいけないと思う。今まではそうだからというお話によって、そういうことの積極的な御配慮が政府全体として少いように見受けまされ

の生活単位をなしておるか、あるいは別にしているかというようなことは、実態で見分けることは非常にむずかしい、無理があつたら、こういう考えかいたしたとして、第五項では特に世帯の所得制限につきましてもは老齢年金と援護年金だけにとどめることにいたしまして、母子援護年金についてはその制限がないことになっておりますので、若干くどくなりなりましたけれども、先生がお答えになった通り、それらの人々には所得制限がからなくて母子援護年金はもらへる、こういうことになりま。

○山下(春)委員 それは大へんよい配慮をしていただいておりますが、そこでは働いていて生計の中心者には相当寄与しておりますが、実際に現金をもらふという建前になっておりませんから、その子供の学校教育等で非常に難儀をしておる。私も、これは議論になつたと思ひましたけれども、これをこぼしたら大へんなことだと思ひましたので、ぜひそのように御配慮願ひたい。

○山下(春)委員 それは大へんよい配慮をしていただいておりますが、そこでは働いていて生計の中心者には相当寄与しておりますが、実際に現金をもらふという建前になっておりませんから、その子供の学校教育等で非常に難儀をしておる。私も、これは議論になつたと思ひましたけれども、これをこぼしたら大へんなことだと思ひましたので、ぜひそのように御配慮願ひたい。

○岡本(隆)委員 厚生大臣がお見えになりましたので、あと二点お尋ねしたい問題が残っておりますので、お答え願ひたいと思ひます。

先ほどの続きでありますけれども、調整の問題、物価と生活水準に就いて五年ごとに調整して、その調整するときは保険料のきめ方の問題でございます。現在の年金法案の立て方は拠出が建前になっておる。そういうことになって参りますと、すでに今まで拠

出されて蓄積された分がある。それに對するやはり調整をやらなければならぬ。それをおやりになるのか。あるいはそうでなしに、それから後五年後の年金をおきめになるときに、年金をきめる額に応じて保険料として前の拠出額に對する補てん分を新たな保険料の中に加味されていくのか、そのどちらの方針をとっていくかということについて、この法律の建前としてはどういう方針でおられるか、これは重要な問題だと思ひますが、それをお伺ひしたいと思ひます。

○小山(進)政府委員 先生仰せのことく、これは非常に重要な問題でございますが、いざいこの制度の将来における運営について、一つの大きい分れ目になると思ひます。考え方といたしましては、その際において完全積立方式と将来とも守っていくという考え方をとりましますならば、いわば積み立て不足に當りますものを国が整理資源として別に建てに負担するの、あるいはそのときの被保険者にそれだけよい負担をかぶせるか、どちらかをする、こういうことに相なるのだらうと思ひます。それからスタートのときにおいて完全に近い積立方式をとつておるから、若干の積み立て不足が残つていても、将来の財政を考えた場合に懸念がないという考え方とそれと異なるような事情でありますならば、若干そこで積み立て不足を残していくという考え方もあり得るだらうと思ひます。この法案といたしましては、この点についてはまだ決定的な態度はきめておりません。従つて、そのときの状態において最も適當だと思はれる方法をとる、かねがね常に將

来に對して弾力的な配慮をしていきたいと申し上げておるのは、そういうような点からであります。

○岡本(隆)委員 今はこういう形で積立方式でいく。しかしあつたはそのときの風の振り向き次第というふうなお答えのように思ひますのでございませう。そうじゃございませうか。

○小山(進)政府委員 私が申し上げたのは、言葉が足りなかつたのでございませうけれども、積立方式を基本にするという点は、そのときにもくすすべきではないし、これはこの法案の根本的な考え方でございます。ただその積立方式の仕方を完全積立方式にするか、あるいは若干の積み立て不足を残すという形にするかという問題については、そのときの事情によつて十分見きわめてきめ得る余地を持つてこの制度はスタートしておる、こういうことを申し上げたのであります。

○岡本(隆)委員 これは積立方式で出發して、物価が上つたときには、そこへ賦課方式を加味していくか、いかなにかという重要な問題だと思ひます。それで年金制度の運用としてどういうふうな方針を將來とっていくのかというところ、この機会にやはり明らかにしておいていただかないと、必ずしも物価の変動が少い場合ばかりではございませう。あるいはこれから生活水準が上るものは、おそらく十年という年月で少くも倍以上にならなければ私はほんとうじゃないと思ひます。物価の値上りのためには、私はそれは好ましいことではないと思ひますが、しかしながら生活程度が上れば賃金も上るから、勢い物価もどうしても上つて参り

でも、一つ厚生省の年金の方の關係の方が中心になつて、そういうような冷たい既成概念のワクを打ち破るということの御努力を願ひたい。

○山下(春)委員 関連して、今、社会党さんが大臣待ちだそうですから一点だけお尋ねしておきます。

所得制限のところ、たとえば農村で夫がなくなりなりました未亡人が、嫁家にいかにもいづらひ。それで子供を二人連れて実家に歸つて農業の手伝いをしておる。その農家の生計依存の主人の収入は五十万円ある。その家族である、二人の子供を連れて未亡人は、その家の収入が五十万円ありますから、一見それはこぼれそうなきがする。この間、ちよと新潟の国民年金の公聴会でその問題が出ましたので、私個人の見解として、それは限にできる年金課の下部の、あるいは民生委員であるか、ケース・ワーカーであるか、それらのものがそういうものをよく調査してこぼさないような配慮をするつもりだ、こう言つておきまされたが、実際には政府の家ではどういふふうにお考へになつておりますか。

○小山(進)政府委員 法律の第六十六条の第五項に規定してありますことが、ただいま山下先生が御指摘になつた問題と關係がでる問題でございませうが、実態としては、先生のおあげになつたような実態が起る場合は非常に多いと思ひます。実際上は実家に歸つて相当寄与しておる。ところが所得の關係からいふと、いかにも表面は無所得になつて、それが全部実家の父親の所得になつておる、こういう実態が多いであらう。しかしその場合に、それではそれらの人々が実家の人々と一つ

○岡本(隆)委員 そりうにことになり
ますと、最初に年金額とそれから拠
出額とおきめになること、方式と
変ったものにならなければ、今おきめ
になる方式で、そのまま同じような
形、計算の仕方できめていきますと、
過去の分については穴があいてくるわ
けです。過去の分が穴があいたまま
運転していくというわけですか。

○小山(進)政府委員 私が今申し上げ
たようなことを骨子にした経過措置で
あれば、そのときには積立不足は生じ
ないのでございます。過去の分には過
去の分に対応した年金額があり、そ
れプラス新たに引き上げられた年金額、
こういうことになりまして、その間
に積み立ての不足はなくなる。ただし
物価水準が非常に狂ったというよう
な場合にそりうにことをやりまして、こ
れはもうおおよそ現実には合わない年金額
になりますので、そりうの場合にはど
うしても一種の賦課式を取り入れて、
先生がおっしゃったようにずっと過去
にさか上って同じ年金額であったとす
るような扱いの年金のきめ方にしなけ
ればならない、こういうことになるわ
けでございます。

○岡本(隆)委員 私が心配しているよ
うなことをあなたは御答弁になった。
そりうしますと、仮にわかりやすい形で
申しまして、これから三十年間年金を
払い込む人がある。十年間で倍にな
る、それが十年でまた倍になる。そり
うすると四倍になる。そりうの場合に、
過去十年間についてはそのまゝの拠出
額に応じてもらって行く。十年間はス
ライド・アップした形でもらって行
く。そりうしますと、最初の十年間にお
いて納めたときの保険料に見合つて受

けられる年金は、四分の一に低下した
形でもって二十年先には給付を受けら
れる、こりうにふりふることになって参
りまして、実質的には貨幣価値の変
動、生活水準の変動に全然対処されな
い形の年金額が出て参るわけでありま
す。従つてそりうにふりふる形の年金制
度は、被保険者にとつては、全く強制
貯蓄をさせられ、それでもって、さて
いよいよ自分がその年金をもらつて使
うときには、非常に貨幣価値の下つた
形において年金の給付を受けるという
現象が出てくるわけですから、あなたの方
式でいけばそりうならざるを得ないと思
うのであります。厚生大臣どうお考
えになりますか。私の今の考え方は間
違つておるとお思いになりますか。

○坂田国務大臣 ただいま小山審議官
から申し上げました通りでありまし
て、生活水準が上れば、完全積立方式
をとりましてそれに應じていかれ
る。一面におきまして物価の変動があ
りましたならば、それに應ずる賦課方
式もとり得るという道を開いておるわ
けでございます。結局両方勘案い
たしするならば、大体適当な組み立
て方になっておるといふふうに思つて
おります。まだ足りません点は小山審
議官から申し上げます。

○岡本(隆)委員 この賦課方式が積立
方式かといふことは、年金の立て方に
とつては非常に重要な問題でありま
す。そりうして、社会党の出しておる年
金法案と政府の出された法案の中の一
番重要な、またその相違点は、賦課方
式を加味しているかないかといふこ
とであります。社会党の案は、半分賦
課方式、半分積立立てという形をとつ
ておる。政府は全部積立立て、全部と

いりのは語弊がありますが、大体にお
いてほとんど積み立てという形にお
いて、そこに非常に大きな開きがあるわ
けなんです。こりうして、積立方式のみで
いきますと、どうしても今のような物
価の変動及び生活水準の上昇に對する
スライド・アップといふことについて
無理が出て参るわけでありまして。私が
今指摘したような無理が出てくるわけ
です。だから賦課方式を加えないこと
には、将来の年金という形において
は、大きなインフレのための貨幣価値
の変動については私たちが一そりう神
経質であるわけ、また現在多くの国
民もそれについての苦い経験を持つて
おるだけに、より一そりうその問題につ
いては明確にされることを望んでおる
と思つてます。たとへば私自身にいた
しまして、きわめてささいなもので
お話にならぬようなことですが、おや
じが私の子供の時分に掛けてくれたも
ので、私が老齢になれば年々百円もら
えるようにといふふりふる年金があるの
です。昭和の初めに五十年とか四十年
先に百円の年金がもらえるようにとい
ふふりふる形でやつておるのに、それじゃ
今百円の年金をもらったところで、こ
れはもう、たばこ二つ買つたらしま
いなんです。ところが当時の年額百円、
月十円といへば、ある程度米代ぐら
いかなる程度の金額なんです。そ
りうにふりふること、郵便年金ある
いは簡易保険についてはみなインフレに
よるところのひどい被害を受け、それ
について心配しておる。従つてそれに
対処する道が講じられておるといふこ
とがはつきりしないことには、今から
かける年金について不安を起す。あと
でどないになるんだといふふりふること

で、国民の方でまた、せつかく作ら
れた年金に對する協力の態度というも
のは非常に變つてくると思つたのであり
ますが、厚生大臣はそりうに点につ
いて賦課方式を加味しなかつたことにつ
いて、あなたの方の政策の立て方に大
きな欠陥があつたといふことにお気づ
きになりませんか。

○坂田国務大臣 われわれの方といた
しましてはいろいろこれは研究をいた
したわけでございます。最後の結論
といたしましてはただいま御提出申し
上げたおるような完全積立方式でい
く、しかしながら賦課方式も場合に
よつては、これが必要な時期が来、ま
た必要なことが起れば、これについて
もそれに應じられるような態勢がとら
れる道は残しておるわけでございます
が、少くとも現在の段階といたしまし
ては手がたく行きたい、こりうに考
え方からいたしまして完全積立方式を
とつておるような次第で、御了承いた
だきたいと思つた次第でございます。

○岡本(隆)委員 大体今度の年金の立
て方の政府のうたい文句は、自分の老後
は自分で用意してもらいたい、こりう
うたい文句であると思つてますが、私はこ
こに社会保障制度の一環としての年金
制度といふものを忘れたところがある
と思つてます。社会保障といへば、これ
は働く能力を持つておる者が、すでに働
けなくなつた人あるいはまだ幼くし
て働けない人のめんどろを見ていく、生
活を保障していく、つまり生産に従事
しておる人たち、生産集団が非生産集
団を扶養する形、こりうにもののが社会
保障だと思つてますが、私の考え方は
間違つてゐるでしょうか。

○坂田国務大臣 今お述べになりました
ことは私たちも、考え方といたしま
しては同感に考へておるようなわけ
でございます。

○岡本(隆)委員 ではそりうに論法か
ら参りますと、現在の年金の立て方
は、生産できる者が自分の老後の用意
をしなさいといふことであつて、そこ
では生産集団と非生産集団の間の扶養
關係を考へないような形になつてい
るわけですね。するとそれは完全なわ
ゆる保険形式であつて、従つて社会保
障といふ名には値しないといふふうに
私は理解できる。だから、やっぱり現
在の生産集団が将来非生産集団のめん
どうを見ていくといふ賦課方式が加味
されたものでなければならぬ。これは
単に現在の問題だけじゃなしに、将来
大きな貨幣の使用価値の変動といふも
のを予想していく場合、どうしても賦
課方式を加味しなければならぬこと
は、今あなたもお認めになつておる。
将来いろいろの変動があつた場合には
賦課方式を取り入れる用意もある、こ
りうに考へ方を持つておられる。では
賦課方式を取り入れる用意があるとな
るならば、現在の出発に當つてそれを
對する扶養といふ形がもつとはつきり
制度として出てくるのではないか。完
全積立方式といふものをとつて、無拠
出といふものを今の補充的なものにす
るといふお考え方があつたから、七十才
以上といふような、しかもその七十才
以上の高齢者に対してきびしい所得制
限を加えて、少しでも年金支給額の総
額を減らそうとする努力が出て参るわ
けでありまして、やはり生産集団によ
る非生産集団の扶養といふ考へ方を

はつきり制度の中に打ち立てておられ
ましたならば、現在のような無拠出年
金制度の貧困さというものは私はなく
なつたと思ふのです。そういう点につ
いて厚生大臣はどういうふうにお考え
になっておられますか。

○坂田 国務大臣 私が先ほど岡本委員
に同感だと言つた意味は、社会保険と
いうものに對する考え方としては私同
感をいたしておるわけでありませう。そ
れをどうこれに取り入れていくかとい
う場合におきまして、むしろ私が申し
ましたことは社会党の諸君方がお考え
になつておることも包含いたしたこと
ではないかと思つておられます。

ただその時期を、今賦課方式をとる
か、あるいはある段階においては賦課方
式をとつていく余地を残すかというこ
とにはやはり議論があるところござい
まして、ただいまはやはり完全積立
方式をもつてやつた方が手はたくいけ
るのではなからうか、私どもはこうい
う立場に立つておるわけでありませう。

しかしながら、賦課方式というものが
全然いけなものであるというふうには
考えておらないわけございまして、ま
して、ただいままで御答弁申し上げてお
りますように、物価変動等の場合にお
きましては賦課方式を加味することも
適當な方法の一つであるというふう
に私たちは考えておりますし、また場合
によってはそれをとるような段階にな
るかとも思われるわけでありませう。

○岡田 委員長 質問者に申し上げませ
うが、経済企画庁長官が一時まで出席で
ございませうから、そのおつもりで……。

○岡本(隆)委員 企画庁長官も来てい
ただいておることありますから、次
に移ることにいたしたいと思います。

この前の委員会でも私は大臣にお尋ね
したのでございませうけれども、積立金
の運用の問題であります。今から三十年
先の昭和六十五年になりますと、現在
の形のままで進行すると、あなた
の方からいただいております資料を見ま
すと、二兆二千六百億の積立金ができる
ことになりませう。これは非常に膨大な
金額でございませうが、この運用につ
いて、たとえば現在厚生年金保険で行
われておるような運賃の仕方でありま
すと、いろいろ好ましくない問題が出
て参る。厚生年金保険の運用の問題の
不備については、この前の委員会でも
生大臣に御指摘申し上げまして、大臣
の方からも十分考へて遺憾な点がない
ようにしたいというお答えをいただきました
が、それについては、現在まだ
三、四億程度の金額でもつて、そういう問
題が出ておるのに、厚生年金も膨大な
ものになるでございませう、あるいは
また国民年金も、あるいは今中小企業
の退職金法案というものが出て参つて
おりますと、これの積立金も相當な金
額になる、そういういたしますと国民が抱
出したしました零細な金も積立金に
数兆といふような、現在の国家予算の
数倍になるような膨大な金額になつて
くるのに対して、その運用についてど
ういうふうな構想を持っておりますしや
るのか。これはちよと企画庁長官も
来ていただきましたから、厚生大臣と
企画庁長官からお答えをいただきたい
と思ひます。

○坂田 国務大臣 国民の零細な保険料
を積み立てましたものが相當な額に上
ることは御指摘の通りでありまして、
この運用につきましましては、われわれと
しても保険料を納められた方々のこと
をよく考へてこれを運用しなければなら
ないと思つてございませう。たと
えば社会福祉施設等にこれを充てると
いふようなことも考へなければならな
いと思ひます。少くともそういうよう
な方々に対してこれが還元をされて
いくという運用の仕方を、運用にお
いてやらなければならぬと思つて
ございませう。しかしながら零細な
保険料を集めたお金でございませう
ので、やはり一面におきましてはこれ
を安全にかつ有利に運用をしなければ
ならぬといふ一つのことも考へなけ
ればならぬわけございませう。そう
いふ観点からこれは慎重にやつて参り
たいといふふうに思ひます。しかしな
がらまた一面におきまして、お説のよ
うに相當膨大な資金といふものが蓄積
されてくるわけございませうので、お
そらく私はこの資金といふものが将来
の日本の経済の成長過程におきまして
相當な影響、少くともそのやり方いか
んにおきましては相當な好影響を与え
ていく問題を私ははらんでおるとい
ふふうに思つてございませう。単に
保険料を納められた方々に対して直接
これが還元されていくという運用の仕
方と同時に、国全体としての日本の経
済基盤といふものを強めていく、経
済の底をだんだん深めていく、成長を
助けていく、そのことがまた将来のわ
れわれ国民の生活水準を結局において
高めていくことになるわけございま
すので、これらのいわゆる長期の経済政
策に對しまして慎重な考慮を考へなけ
ればならぬ、慎重な考へ方でこの運
用をはからなければならぬといふ、
こういふ考へ方で運用をいたしたいと
思つておるような次第でございませう。

をよく考へてこれを運用しなければなら
ないと思つてございませう。たと
えば社会福祉施設等にこれを充てると
いふようなことも考へなければならな
いと思ひます。少くともそういうよう
な方々に対してこれが還元をされて
いくという運用の仕方を、運用にお
いてやらなければならぬと思つて
ございませう。しかしながら零細な
保険料を集めたお金でございませう
ので、やはり一面におきましてはこれ
を安全にかつ有利に運用をしなければ
ならぬといふ一つのことも考へなけ
ればならぬわけございませう。そう
いふ観点からこれは慎重にやつて参り
たいといふふうに思ひます。しかしな
がらまた一面におきまして、お説のよ
うに相當膨大な資金といふものが蓄積
されてくるわけございませうので、お
そらく私はこの資金といふものが将来
の日本の経済の成長過程におきまして
相當な影響、少くともそのやり方いか
んにおきましては相當な好影響を与え
ていく問題を私ははらんでおるとい
ふふうに思つてございませう。単に
保険料を納められた方々に対して直接
これが還元されていくという運用の仕
方と同時に、国全体としての日本の経
済基盤といふものを強めていく、経
済の底をだんだん深めていく、成長を
助けていく、そのことがまた将来のわ
れわれ国民の生活水準を結局において
高めていくことになるわけございま
すので、これらのいわゆる長期の経済政
策に對しまして慎重な考慮を考へなけ
ればならぬ、慎重な考へ方でこの運
用をはからなければならぬといふ、
こういふ考へ方で運用をいたしたいと
思つておるような次第でございませう。

○世耕 国務大臣 お答えいたします。
長期計画に關する予測、見通しはきわめ
て困難な問題であります。それは困難
な問題であると申し上げることは、科
学、物理化学の進歩があまりにも急激
に發展いたしまして、五年なり十年
のうちに日本の経済がどういふふうにな
るか、どういふふうに進展していく
のか、それは實際をいふとそろばんで
は割り出すことができませんけれども、
現実の問題としては非常につかみにく
いといふことをまず前提としてお考へ
置きを願ひたいと思ひます。

それからもう一つは、この間参議院
で社会党の議員の方が、原子とは何ぞ
や、原子の説明をしろうという実はお話
がございまして、そこで申し上げたい
と思ひますことは、結局人間の寿命と
いう大きな問題の中に入るわけです。
老人とはどの年齢をさして老人とい
ふかという問題もおのずから出てくるわ
けです。そして人間の寿命といふ問題
も出てくる。人生五十年といふのは
昔のこと、今日では日本人の平均年
令がもうすでに七十に達しました。こ
十年後に私は百才にならぬといふこ
とをだれが斷言できるか。そういうふ
うになつてきますと、経済活動の状況
もよほど變つてくるということを想像
しなくちゃならぬ。この点について
申し上げたいと思ひますが、どうぞひ
やかさないで聞いて下さい、非常に大
切な問題です。今卑近な例を私はここ
に申し上げたいと思ひますことは、ま
づ国民年金の問題について、いかにし
て生命を保全するか、いかに健康を保
持するかといふことが重大な問題だ。
そうすると医療制度の発達といふこと
を促進することも、われわれの計画の

中に大切な問題だといふことをいわな
くちやならぬ。同時にまたいかに日本
の経済を安定し、しかも育成せしむる
かといふことも大きな根本問題であり
ます。この点については遺憾ながら日
本の産業経済はまだ完壁といふことは
申し上げることはできません。不健全
な点が非常にあります。その
不健全な體質を持つ日本の経済に、こ
の大きな国民の健康を維持せしむると
いふことについては相當苦心が要り、
また改善を必要とするといふことは、
賢明な皆さんも御承知だろうと思つわ
けであります。そういう点からしま
すと、これは厚生大臣の所管のことと
ございませうが、私個人の意見では、今ア
メリカにおいてもやつていく健康保全
というふうな意味でホーム・ドクター
なんというふうな医療制度も考へなく
ちやならぬ大きな問題じゃないかと思
ひます。この点も御研究にならない方
は一笑に付せられるかも知れませ
んが、ほんとうに寿命といふ大きな問題
を取り上げてくるときには、現在の医
療制度ではまだ日本人の保険制度は完
壁だといふことはいへません。ただ経
済だけにこの問題を片づけるわけにい
かぬといふこと、もう一つ私は、こ
れはとつびな説明だといふおしかりを
受けるかも知れぬけれども、ぜひ聞いて
おいていただきたいことは、医学の
進歩は非常な発達を遂げております。
すでにきのうも新聞でござんくさつ
たらうと思ひますが、超音波利用の手
術がもうすでに完成を期せられておる
ようでありませう。そこへもつていつて
脳卒中の予防がすでに可能であるとい
うこともいわれておる、こういふことを
考へますれば私は今後日本のやらなく

を促進することも、われわれの計画の
中に大切な問題だといふことをいわな
くちやならぬ。同時にまたいかに日本
の経済を安定し、しかも育成せしむる
かといふことも大きな根本問題であり
ます。この点については遺憾ながら日
本の産業経済はまだ完壁といふことは
申し上げることはできません。不健全
な点が非常にあります。その
不健全な體質を持つ日本の経済に、こ
の大きな国民の健康を維持せしむると
いふことについては相當苦心が要り、
また改善を必要とするといふことは、
賢明な皆さんも御承知だろうと思つわ
けであります。そういう点からしま
すと、これは厚生大臣の所管のことと
ございませうが、私個人の意見では、今ア
メリカにおいてもやつていく健康保全
というふうな意味でホーム・ドクター
なんというふうな医療制度も考へなく
ちやならぬ大きな問題じゃないかと思
ひます。この点も御研究にならない方
は一笑に付せられるかも知れませ
んが、ほんとうに寿命といふ大きな問題
を取り上げてくるときには、現在の医
療制度ではまだ日本人の保険制度は完
壁だといふことはいへません。ただ経
済だけにこの問題を片づけるわけにい
かぬといふこと、もう一つ私は、こ
れはとつびな説明だといふおしかりを
受けるかも知れぬけれども、ぜひ聞いて
おいていただきたいことは、医学の
進歩は非常な発達を遂げております。
すでにきのうも新聞でござんくさつ
たらうと思ひますが、超音波利用の手
術がもうすでに完成を期せられておる
ようでありませう。そこへもつていつて
脳卒中の予防がすでに可能であるとい
うこともいわれておる、こういふことを
考へますれば私は今後日本のやらなく

ちゃんらぬ大きな仕事は、ただ経済面
の問題ばかりじゃなしに、今申し上げ
たように、ガンの問題も同様でありま
す。そうすると、これはお笑いになる
かも知れぬけれども、薬学の進歩は不
老長寿という問題がやがて解決する時
代がくるのじゃないか、それくらい
の希望を持てないのじゃないかと思
う。医学面に対しては理論物理学
が進歩し、科学は進歩して参りました
が、またかなり非難されていたベニ
シリンもすでに百数十種類の新しいベ
ニシリンが今日可能であるということが
昨日の新聞にも報道されております。
かようなことから考えまして、私は三
十年後の日本人の寿命をどの見当に
持つていくか、同時にそういう健全な
健康のもとに労働意欲を発揮し、勤勞
精神を発揮して日本経済を活動せしめ
たならば、私の希望と理想をいえば、
案外今あなたが御心配になっていらっ
しゃるような経済問題じゃなくて、や
すやすとこの問題を解決するじゃない
かというふうな樂觀理論を申し上げる
ことができるのであります。同時にま
た反対に悲觀理論が出てくるわけで、
もちろん御質問にはなかつたと思いま
すが、質問者でない別の方からお声
があるからお許しを願ってお答えいた
しますが、実は完全なる健康を保持さ
れて労働意欲が旺盛になれば、日本の
経済成長は意外に発展すると同時に、
企業関係も円滑にいつて雇用も完全
に解決すると、かように私は一応理想論
と樂觀論を述べて、悲觀論は別の機会
に御指摘をいただいた節説明いたすこ
とにいたします。

○國田委員長 長官に申し上げます
が、時間がありません。それに質問者

が多すぎますから、答弁はきわめ
て簡単に願います。

○岡本(隆)委員 私のお尋ねしたい
と思つておりましたことは、企画庁長官
が財政投融資の中でこれからたくさん
積み立てられてくるこの年金の占
める比重というふうなものについて
の見通しを伺いたかつたのでございま
す。そこで今厚生大臣の方からお答
えをいただきまして、年金の積立金は
経済の成長に大きく寄与する、寄与し
ただけ国民に返ってくるじゃないかと
いうふうなお答えでございましてたけ
ども、しかしながら現在までの厚生年
金保険の積立金その他簡易保険にいた
しまして、そういうふうな膨大な積
立金は財政投融資として巨大大資本の
へどんどん流されて、結局その積立金
を出したもので受け取るのは、そ
のわずかな元利合計だけであつて、大
きな何は受け取れない。もしも経済に
大きく寄与したために、経済の長足な
進歩というものが、国の繁栄というも
のが被保険者に返ってくるというたし
すなれば、国の財政負担のもとに、ま
た大資本の犠牲の中にも、もつとりつ
ぱな社会保障制度というものが確立さ
なければならぬ。従つて、財政投融
資の中へ繰り入れられて、年金の膨大
な積立金が安全有利という名のもと
に、巨大大資本によって使われていく
するならば、やはりそういうふうな投
融資の恩恵を受けておる巨大大資本と
いふものは、税制の面においてもと大
きな負担を持つて——今たくさん租税
特別措置法の恩恵を受けておる。たと
えば、電力会社のごときは、膨大な租税
特別措置法の恩恵を受け、法人税は三
分の一程度で事足りる。實際納めなけ

ればならぬ金額の三分の一くらいしか
納めておられない。しかも、片一方では
電源開発のため大きな財政投融資を受
けておる。これはみんな国民の零細な
積立金なんです。従つて、そういうふ
うな恩恵を受けておる巨大大資本で
か、やはりこれから後は社会保障への
大きなサービス、奉仕をさせるという
方針を——これは世耕企画庁長官もよ
く聞いておいて下さい。そういう点につ
いては、今後の方針として、こういう積
立金の恩恵を受ける巨大大資本がそれ
だけ社会保障に對してうんと大きな貢
献をするという態度をとらせるような御
指導をお願いしたいと思つております。
同時に、もう一点大臣のお考えを承
わつておきたいことは、現在のよう
な形でもって省内で、あるいはこの前は
大蔵省と自治庁と相談してきめたんだ
というふうなことでございまして、た
くとも年金積立金の運用というもの
については、その年金を積み立ててい
る人、それからそれを運用するものな
ど、それぞれの立場の人が集まつたと
ころの審議会のような会を設けて、そ
こでもって年金の運用をきめていくと
いうことでなくて、一方的に今のよ
うな不公正な運営が行われるというふ
うに考えるのであります。将来年金
の積立金の運用についての委員会と申
しますか、そういうふうなものをお設
けになる御意思があるのかないのか、
その辺のところを私は承わつておきた
いと思つております。

○坂田國務大臣 ただいま仰せになり
ましたことは、私も全く同感に考へて
おるわけでございまして。厚生省の中
にそのような審議会を設けてまして、そ
うして財政経済等のよくわかつた方も
のメンバーにいたしますけれども、同
時に、零細な保険料を納められる方
の意思がよく反映するような適當な方
をやはりこのメンバーに入れるべきであ
るというふうなことを考へております。具
体的には審議官から御答弁を申し上げま
す。

○小山(進)政府委員 大筋は、ただ
いま大臣からお答え申し上げた通りで
ございまして、岡本先生仰せの通り、厚
生省側の希望といたしましては、厚生
省の事務機構とは別の独立の委員会を
設けてまして、この委員会にはただいま
大臣が申し上げましたような人々を委
員として参画をしていただく、いわば
資金の運用は国でこれらの人々に御一
任を申し上げるというふうな体制が望
ましい、かように考へております。

○岡本(隆)委員 ただいまの御答弁を
承わりました。これから後これが膨大な
ものになるだけに、その辺はおさなりの
答弁でなく、きつと実行するといふこ
とをここに御言明願つたというふう
に理解して、私は質問を終りたいと思
ひます。

○國田委員長 多賀谷眞裕君。
○多賀谷委員 本国民年金は、今から
四十年後の提出により、さらに五年の
待期ですから、四十五年後に完成する
わけです。すなわち、昭和八十年に完
成するわけでありまして、経済企画庁
長官は、今後の経済成長率をどうい
うふうに考へておられるか、これをお聞
かせ願ひたい。今まで出ております資
料によりますと、昭和三十三年十二月
十七日の新長期経済計画におきまして
は、六・五%の成長率と出ております。
さらに、エネルギーの長期の見通しと
いたしまして、昭和五十年まで積算さ
れておるわけでありまして、昭和五十
年においては、昭和三十一年から比
べるとエネルギーは大体二倍半になる。
こういう数字が出てくるわけでありま
す。この長期エネルギーの見通しを出
しました積算の基礎として、昭和三十
一年から昭和四十年までが六・五%、
昭和四十一年から昭和五十年までが
四・五%の経済の成長率を見ておるよ
うであります。一体この数字はその
後変更になっていないかどうか、ま
た、現在経済企画庁ではどういふ見通
しを持っておられるか、お聞かせ願
ひたい。

○世耕國務大臣 経済成長率の見通し
は大体六・五%という目標を立てて計
算をしておるのであります。その計算
の方法など具体的なことについては政
府委員から御答弁いたします。六・
五%という見通しで今後処理してい
くつもりであります。

○大來政府委員 ただいまの点、前半
の方はけっこうなことでございまして、
エネルギー計画の裏づけとしてやりま
した想定は、四十年まで六・五%、四
十五年まで五%、五十年まで四%、そ
ういう三段階に考へていたしました。
○多賀谷委員 そういたしますと、今
企画庁で算定をされました経済成長
率の見通しにおきまして、すでに昭和
五十年まで今お話の六・五%、五%、
四%となつておるわけです。そこで、
消費水準の伸びといいますか、それを
一体どの程度に見たらいいでしょう
か、これを御聞かせ願ひたい。

○大來政府委員 実は、この計画とい
たしましては、昭和三十七年まで経済
の諸資料についての計画がございま
すが、その先はエネルギーだけしかや

ておりませんので、その基礎としての国民総生産だけ今申しました概算的な予測をやったわけでありまして、これが消費水準にどう響くかという計算はいたしてありません。ただ、人口の増加率が比較的緩慢でございまして、今後一％以下、さらに低下を予想されておりますので、非常に大ざっぱな計算からいけば、国民所得なり国民総生産の伸びから、その間の人口増加をプラスしたもので割ってみると、大ざっぱには、人口増加率を国民所得の増加率から差し引いたパーセンテージが、大人口一人当りの国民所得ということになるかと思ひます。ただ十年前、二十年先になりますと、国民総生産の支出の面が、つまり蓄積に充てる分と消費に充てる分の割合が変化して参ると思われまして、一人当りの国民所得そのまゝの比率が消費水準の変化にはならないと思ひます。むしろ長期的な人口動態から考えますれば、消費率つまり経済力の中で消費に充てる割合が増大して参ると思ひますので、国民所得の伸び率よりやや上回る消費水準の向上が可能だろうと考えておりますが、この辺のところはまだ計算をしておりません段階でございまして。

○多賀谷委員 今大来局長からお話しになった点をわれわれちょっと概算いたしました。国民経済の成長率が六・五％伸びるときは、一人当りの消費水準が五・五％伸びる様に計算がされておる。すなわち消費水準そのものは六・三％伸びるようになってゐる。そこで一人当りの消費水準は五・五％伸びることになっている。そこで昭和五十年までを一応積算してみますと、経済成長率は四・五％伸びる。そこ

で一人当りの消費水準を人口その他を勘案して一％と引きましますか、あるいはまた、私は〇・五％でいいと思ひますが、そういたしますと、少くとも四％の伸びである、こう考えて大体間違ひはないだろうと思ひます。そういたしますと、結局昭和五十年で大体七・二％の伸びになる。七・二％の伸びというところになりますと、厚生大臣、これはあなたが考えられておられますような昭和八十年よりもずっと以前の昭和五十年、二十年よりもずっと以前の昭和五十年の伸びは、政府が考えられておられます。これについて厚生大臣はどうお考えでしょうか。

○小山(進)政府委員 消費水準がどういふふうに伸びることは大へん望ましいこととございまして、そのように順調に伸びて参りますならば、先ほど来申し上げましたように、五年ごとの調整の際に当然年金額の調整が行われていくものと考えております。

○多賀谷委員 私は、こういう法律を作るときに、経済の成長率を見ないで法律を作るといふ行き方はないと思ひます。あなたの方は「二千円」という基礎を、生活保護法に求められておる。それから生活保護法と消費水準の関係はどうかというところ、これは生活保護法それ自体にもうかがわれますけれども、また経済企画庁の長期計画においても、「社会保障制度の拡充の方向としては、まず国民の平均消費水準の上昇に伴つて生活保護法に基く保護基準の改善をはかり、最低生活を保障することが肝要である」とある。またILO条約におきましても、そのことが明記されておる。でありますから、少くとも消費水

準が上っていくということになりますと、生活保護法の基準も上っていくと考えなければならぬ。さらにまた、生活保護法の基準が上っていくというところになりますと、問題の国民年金の基準も上っていくかなければならぬ。もう政府はすでにそのことを予想しているんですね。しかもあなたの方が昭和八十年と予想しているところを、経済企画庁の計算によりますと、少くとも昭和五十年度にはそれが十分できる。いな、五十年よりも前にできる計算になる。一体これはどういふ関係になりますか。経済企画庁長官はこの国民年金の法律の作成については参考されなかつたわけですか。

○大来政府委員 ただいまの御質問でございしますが、もちろん計画で生活水準の上昇を予想しておりますので、ただいま小山審判官の答弁もございましたように、五年ごとに再検討を加へる。従ひまして四十五年、五十年まで待たないでも、この間における生活水準の向上に対しての調整は、五年ごとに行われるものと私どもは了解しておるわけでございます。

○多賀谷委員 少くともこの四条の予想している問題は、「著しい変動が生じた場合」、こういう文句が使つてある。だからこれは、経済の著しい変動がなければならぬ。消費水準が緩慢に上っていくというようなことを予想した趣旨の条文じゃない。だから、初めから経済の見通しがあるならば、見通しに沿つた法律を作るべきです。それを四条で逃げようなどというところは、もつてのほかだと思ひます。四条は著しい経済の変動があるというのを予想している。ところが著しくじゃないので

す。初めから経済企画庁において計画通り予想されたことが行われても、四条の適用をしなければならぬというなら、法律のものと悪い、こう考えなければならぬと思ひます。ですから私は、このことは非常に重大なことであり、国民年金が完成するかどうか、国民の協力が得られるかどうかというところにかかってくると思ひます。一体、こういう皆さんの計算がどうあるか。経済企画庁長官は、少くとも国会に経済計画を出して、さらに生活保護法のこと書いてある。あなたの方から出された書類に書いてあるのです。しかもそれに基づいて国民年金ができてよいとしており、その国民年金と経済企画庁が出してある方針とが全然違ふようなことでは、どうなるんですか。これは両大臣から御答弁願ひたい。

○坂田田務大臣 われわれといたしましては、この条文に書いてあるように、五年ごとにその点につきまして改定を行なっていくわけでございますから、さういふ調整がございましたらば年金額等に変動が当然出てくるというふうにご考慮しておりますので、現実的には私は対応できる、こういう立場をとつておるわけでございます。

○世耕田務大臣 お答えいたします。お説のことなども一つの点もあると思ひますが、経済の見通しに沿つて計画を立てる、ただ経済の見通しが狂つたからというので、それでそのまま負担を国民に負わせるというところは、あつて得ることじゃないと思ひます。ですから、さういふような観点から、ゆとりを持ってわれわれは計画を進めておる

よりなわけでありまして。ですからその点を御了承願ひたい、先ほど申しましたように、もし樂觀的に見た場合はどうかというところ、私はむしろこの数年のうちに、食糧計画もよほど変化がくる。粒食から粉食に変わつて、さらに液体食糧というふうな科学的食糧が当然現れてこなければならぬと思ひます。なおそればかりでなく、化学と物理の発達から、生活状態も変わつていかなければならぬ。それでなければ長期計画になり得ないと私は思ひます。ただ現状のままで、あなたのおっしゃるような御議論も一応納得できると思ひますが、経済の発達の基礎をなすあらゆる状態がかなり私は希望を持てる行き方じゃないかと思ひます。その意味において、さういふ点も勘案いたしまして、むしろ見通しを明るくわれわれは計画を立てたわけでございます。

○多賀谷委員 大臣のおっしゃるのはちよつと逆でして、一応シビアに見ても、これだけは成長がある。あなたのさういふ樂觀論をもつてすれば、まさに賃金二倍論です。賃金二倍論と同じですから、それはいろいろ議論はあるでしょうが、二倍にされればいい。しかもこれは現実的に今二千円もらうというのじゃない。三千五百円もらうというのではない。昭和八十年になつて、やつと三千五百円ですから、少くともそれを出す以上は、経済の成長率の伸びを政府がきめておられますような方向に従つてやらなければならぬ。同じ政府において経済企画庁は経済企画庁、それから厚生省は厚生省の行き方をするとすることは、私は許されな

率に従って、若干厳格に見られることはいいでしょう。しかし一方においては六・五％あるいは四・五％というかなり大きな伸びを見ながら、一方においては一・五％という、こういう伸びを見ておる。これは私はどうも解せない。これは四條のような条項は、むしろ経済がくずれた場合に発動すべきものであつて、初めから経済計画に沿わないような社会保障制度を出されるということとは言語同断だと私は思う。厚生大臣の方はいずれあとから聞きます。時間がないので、これから企画庁長官から再度御答弁願ひたい。

○大來政府委員 ただいまの点でございしますが、実はこの実質生活水準の向上という御指摘の点のほかに、もう一つ物価水準がどう変化するか、各国とも物価水準の長期的な変化がございします。それがやはり二千元なり三千五百円という金額に影響して参ります。私も年金に關する厚生省との打ち合せでも、この計画の組み立ては現在の物価水準、現在の生活水準に基いて立てられておると了解しておりますので、実際は生活水準が上昇しました物価水準も変化すると考えられます。金額の点も当然変化すると考えられますので、それを五年ごとと検討していかれる、そういうことで、経済計画で考えておりますことと矛盾はしておらないと了解しておるわけでございします。

○多賀谷委員 私はそういうものの考え方と違つておると思う。物価が全然動かないとしますと、所得だけどんどん上る、一般の国民は消費水準が上つてくる、しかし物価が上らないからといって生活保護法の適用者はそのま

まにしておく、こういうものの考え方——あなたの方がせつかくここに長期計画を出されたのは、一般国民の消費水準の上昇に伴つてやるということになっておるのでしょうか。ですからこのことは、ILOの条約でも同じことをいっている、一般所得水準の上昇に伴つて改定するのだ、そういうものの考え方は、これは全く救済政策であつて、とにかく何とか生きておればいいのだというものの考え方、どんなに一般の消費水準が上ろうがいい、そういうものの考え方そのものが私は間違つておる、かように考えるのです。

○大來政府委員 ただいまの点は私ちょっと舌が足りなかつたかと思ひますが、実質的な生活水準の変化に就いて当然最低生活の点も考慮すべきだといふことは、長期計画にはつきり述べられておるわけでございします。ただ先ほど来二千元、三千五百円という給付水準の御議論が出ておりましたので、これは一般の実質的な生活水準の変化に応じて調整する必要があると同時に、物価の変動に応じて調整する必要がある。ところが物価の方はなかなか将来の見通しを立てにくいわけございします。生活水準も一応計画がございしますが、これも大体の筋でありまして、果して何年五年後に上るか、あるいは十年後に上るかといふことは、そのときの実績を見せんと正確にはつかめない、まして物価の変動も正確にはつかめない。そういった事実と、あらかじめそういう物価の変動なり、生活水準の向上をはつきりした数字で法律の中に盛り込みますことは相当危険ではないだろうか。むしろ現実の実績に応じてやるべきで、特に年金

制度のように政府が国民に対して一つの義務を負う、国民はその給受を受ける権利を獲得するわけでありまして、将来の経済水準についての見通しを、あまりに明確に権利義務の關係の中に織り込むことは實際上非常に問題がある。ですから物価が変動しなければ生計費が変動しないという意味で申し上げたのは全然ございしませんで、逆に物価が上れば当然そういう給受の水準も変えなければならぬと、平均生活水準の変化と物価の変化と、両方をあわせて考慮しなければならぬといふ点を申し上げたのであります。

○多賀谷委員 私はその点、大來さんは進歩的な局長であると考えておつたのですが、案外進歩的でないと思ひます。と申しますのは、消費水準に比例して上げなければならぬといふこと、あるいはILO条約一〇二號の附表では賃金の何％といふことも書いてありますけれども、これもやはり所得水準、あるいは労働者の賃金に見合つて何％といふような数字が出ておる。ですから物価といふことはなくてはならない消費水準、一般の生活水準を基礎に置いて行わなければならぬ。これが福祉国家です。とにかく生きておればいいのだ、社会保障といふものはこういう考え方ではないのです。そこに間違ひがあると思ひます。それはあなたにはあから質問する機会があると思ひますからやめておきます。

経済企画庁長官は、いやくも全般の経済企画をされるのですから、財政面についてもタッチされると思うのです。直接予算の編成には権限はないかもしれませんが、閣員としてある。そこで昭和三十六年といへばかなり日本

の財政としては支出が多額なときである。これは恩給がピーク時に來ますね、それから皆保険の時代、それから拠出年金が来る。そうしますとそのときに四百三十二億も出ると、昭和八十年ごろには二百七十一億しか出さないといふような政治のあり方というものは、全く計画性のない話じゃないかと思ひます。わずかにこれだけの国民年金をやるのに二百数十億しか——昭和八十年といふ今から四十五年後においてはこれだけしか支出しないという計画そのものが問題ではないかと思ひます。これについてはどういふようにお考えですか。

○世耕國務大臣 前段のあなたのおつしやる、物価水準ではなくして、むしろ消費水準を基本にしてこの問題を扱ふべきだといふことには私は同意であります。しかしながら、ただずつと三十年も四十年も先のことをどういふようにするかといふことは、實際のところ私は今責任を持つてございといふような無責任なお返事はできない。しかしながら今あなたのおつしやる消費水準を追及して、その合理性を政治面に現わすといふふうにはやれといふ御注文であれば私は責任を持つておこたえいたします。かように申し上げます。

○多賀谷委員 企画庁長官の話のように、政府があらためてあなたの方の企画庁の意見を入れて一つ法案を出しかえられればけっこうです。そういうふうにより一つ御努力願ひたいと思ひます。そこで私が言つておきますのは、いやくも経済企画庁でしよ、あなたの方には計画する方ですよ。ですから将来の問題については少くともあなたの方は責任がある。その将来の問題で、

財政としてはかなり支出の多い昭和三十六年に四百三十二億も出すのに、昭和八十年といふ、経済が非常に伸びたときに二百七十一億しか出さぬといふ計画そのものに問題があるとはいふかと言つておる、これはどうですか。

○世耕國務大臣 その問題は、経済の成長に基いて計画もまた新たに立てていくことが、あなたの先ほどおつしやるた合理性に一致するのじゃないかと思ひます。なおこの点に關しましては政府委員から御答弁させます。

○多賀谷委員 あとから聞きます。

○園田委員長 八木一男君。

○八木(一男)委員 ただいま企画庁長官は何かお時間が忙しいそうですので、私切詰めてやりますから、政府委員の御答弁は要りません。長官だけ御答弁下さい。代理は認めませんから、それでお願ひします。

それからただいま御質問申し上げたことは同僚の多賀谷委員から明快に御質問をされたので、少しダブるかもしれませんが、だぶる点を避けてしましてはかの政治的なお話をいたしました。

政府の方ではこの国民年金案をお作りになるときに、社会保障制度審議会に諮問をされて、その答申を待つて、それにいろいろ手を加えられて案を出されたといふ経過になっておる。ところが社会保障制度審議会は、私もその決定の時期においてははずれておりましたけれども、その特別委員会の審議に全部参画をいたしましたので、よく事情を知つておるわけでありまして、これは皆さん以上によく知つております。そこでは、今まで政府に勧告とか答申をやつたことに対して、十勧告したら

一やればよい方だ、そういう状態であるから今度は四ぐらいにしておこう、そうしたら三ぐらいするかもしれないというふうな情勢での答申が行われた。これは政府の今までの措置が悪いかからそうだったわけだ、こゝにいます、全く政府がある意味でははかにされたわけだ。正しいものを出してもする気がないだろうから、中途半端なものをだせば選挙に札をかせこうという意味で出すと取つておる。そういうことではいけないと思う。政府は正しい観点で、ほんとうに社会保険なり年金がどうあるべきかということを出されるべきであつて、また制度審議会がそういうふうな状態で答申を出されたら、その答申を正しい意味に修正をして出されるべきであると思う。これはほんとうに政治的に御答申を願いたいと思ひます。

○世耕国務大臣 お答えいたします。

私は就任してからまだ二カ月半で、三カ月に満たないのです。それで今あなたのおつしやうなことを詳しく私了承いたしました。満足、いくような御答申ができないかも知れませんが、お許しを願ひたいと思ひます。

御趣旨はよく承ひたしてあります。そうして過日もそういう問題に触れて二、三役所でも私は注意を喚起したのであります。少くとも審議会の答申は慎重に取り扱うこと、もう一つは、審議会の委員がおざなりであつてはいけない、今後審議会の委員を選定する場合でもよほど慎重にする必要があるのではないかということでは実は注

意を喚起したわけでありました。あなたのおつしやる御趣旨は十分了解をして、今後に処したい、かように考えております。

○八木(一男)委員 社会保障制度審議会の中の批判をいたしましたけれども、私の知っている範囲では、社会保障制度審議会の委員はほかの審議会の委員よりもはるかに熱心で、いろいろな仕事を、ほんとうに社会保険のためを思つて考へておる。しかしながら今までさんざん苦勞して出した答申や勧告は政府にほとんどじゅうりんされておる。だから今のようないいものを出したのじゃできないから、政府がずっと続く限りにおいては、いいものを出したのじゃできないから、政府の貧弱な政策でも選挙の關係で飛びつくらしいのものをださなければ飛びつかない。そういうふうな考え方になりつづつある。これは制度審議会の委員が悪いのじゃない。制度審議会の委員はほかの委員より相当優秀で熱心です。ところが政府がそういうふうにしたわけだ。そういうことを政府が直すことをしなければならぬというのを申し上げたのです。私の言つたことに御賛成であればそのままでけつこうです。反対であればまた御答申中で反対であるとおつしやうていいのですが、時間がないから、先に進みます。

社会保障制度審議会は、そういうふうなことで政府はちゃんとしたものをやらないうであらうということに割引してやつた。しかしほんとうに政府は政府でちゃんとしたものをやらうという立場にならなければいけないと思ひます。それがはつきりとおわかりになつたら、そういうふうになさること

を推進なさる御覚悟があるかどうかを一つ企画庁長官にお伺ひいたしたい。○世耕国務大臣 お答えいたします。社会保障制度審議会の案は政府は重く採用したというふうな聞いていたのでありますが、しかしまた今あなたの御説明ですと、どうせ政府は取り上げないのだからというのである程度割引して答申したというふうな説ですが、この両方ともどうも不都合じゃないかということが言える。私は、まじめな答申であり、そのまじめな答申はあくまでも真剣に取り上げべきではないか、かように考へております。もしその点についていろいろな不合理があれば、私は政治家としてあなたの今の精神をくんで善処したい、かように考へております。

○八木(一男)委員 先ほどから多賀谷委員の御質問、それに対する御答申、それからほかでも相当ありましたが、経済成長率というものが六・五なり四・五というふうにしてはかられていくというところは間違ひのない事実であります。保守党内閣がいつまで続くかわかりません。それにかわるべき内閣としては社会党内閣であるということをは大体わかつておるので、社会党の計画を申し上げておきますけれども、政府より以上に経済成長をはかる政策をとるわけだ。そうするとたゞいま議論された数字が最低の数字であります。企画庁長官の政治の見通しは、もつと経済が非常に伸びに発展するであらうという見通しを持っておられるわけだ。それを排除してもそのく

が、経済成長率を一・五として計算して答申が出ておる。そういう状態においてあの答申が出ておる。その点は明らかに政府の立場から見ても誤りであり、わが党の立場から見ても明らかに誤りであり、与党の立場でも同じであります。そのほかの点は、一・五と見てあれであるべきだという答申を出したわけであり、また制度審議会のほんとうに御熱心な趣旨はちゃんとわかるわけだ。そこを最低四・五あるいは六・五と見るのが当然であるのに、一・五と見たその点は、社会保障制度審議会が誤りを犯したか、あるいは政府がそういうふうな割引をしなければ出さないとということ、それにつづつを合はせるように、その数字を出したということ、その点を改めなければいけない。さつきあやまちがわかつたら直すにやぶさかではないとおつしやうたが、これは明らかに誤りであり、誤りであり、誤りから、この基礎を直して、制度審議会がほかの点は非常に慎重に検討された。専門家が検討されたものでございまして、相当に尊重されていいと思ひます。基礎を直して、全体を大きく変えるという責任をなされなければ、政府としての御責任が保てない。そういう状態でございまして、即時閣議にでも、そういう企画庁の見通しと違つたような根拠がある、この点は直さなければいけない、であるから厚生省の今までの御努力は非常に素晴らしいけれども、そういう考え方はいれてもいいけれども、とにかくそれを上げるのだ、基礎の違つている点を変えるのだという御

主張をして、その御主張が通らなければ覚悟があるというところまでなされる御意思があるかどうか伺ひます。

○世耕国務大臣 御説は一応拝聴いたしました。今あなたのお話の通り、事実があるかどうかはよく検討いたします。その上で厚生大臣とも關係のあることだから協議いたしまして、十分善処したいと思ひます。

○八木(一男)委員 事実はここにございまして、お目にかけます。国民年金制度に關する答申、總理府社会保障制度審議会、これはちゃんと正式の文書でございまして、その十二ページの前後をざらんにすると「年率一・五パーセント程度の上昇と推定し、」という文言がはつきりあるわけだ。ですからおつしやる通りはつきりとした証拠があるわけですから、その通りやつていただきたいと思います。

○世耕国務大臣 お答えいたします。

審議会の方もかけ引きで答申したというふうな意味のことも今承りました。し、どのくらいかけ引きしているのか、その真相は今明らかでございませぬ。その文章を出すまでの真相を私は追及してみたいと思ひます。なおその他の点に關しましては、もうすでにその文章が出ましてからの政治的な経過もありますから、次の機会にどうするかということもあわせて考へる必要があるかと思ひます。あなたのおつしやることは、今すぐこれを右から左というほど性急なお話じゃないと私には考えられるのですが、そういう点を加味しまして、できるだけ善処したい、かように考へております。

○八木(一男)委員 ここにはつきり文章で一・五と書いてあることが、政府の今のあらゆる場合における御答弁と食い違つておるといふことは明らかで、食ひ違つておるといふことは明らかなことです。それからそんなに性急なことではないとあなたはおっしゃるけれども、国民年金法の審議は、衆議院において今週末にかかつておるわけですが、参議院でも直せますよ。衆議院に差し戻しでもできますがね。事は非常に緊急なんです。ですから即時、一番最近の閣議でも、閣議が今まで予定されていなかったら臨時閣議の要求を総理大臣になさいまして、それでなさるのが国務大臣としての義務であらうと思ふ。即刻にそういう問題を提起されて、その基礎が違つてゐるから国民年金法を出し直すという主張をなさるべきが当然であらうと思ふますが、それについて御意見を承りたい。

○世耕国務大臣 よく研究して善処いたします。

○八木(一男)委員 研究して善処することは、いつまでになさいですか。

○世耕国務大臣 調査の必要の時間がありませんから……

○八木(一男)委員 調査の必要といひましても、国でこの法律がきまるんですよ。それがよりよいものになるか、こんな貧弱なものになるかという重大な問題を決定する調査は遅延を許しませんよ。

○世耕国務大臣 私が所管大臣であり、私が総理大臣であれば、あなたの御説は今すぐ解決して御返答いたしますが、私は閣僚の一人です。閣議にかけるにも順序があります。時間をいただきます。私にはそういう意味で、またそれは私があなたのおっしゃるこ

とをそのまゝのみにしてというわけにもいかないので。企画庁として相当慎重な協議、決定しなければならぬ、それだけお含みお願ひします。

○八木(一男)委員 慎重とおっしゃつても、企画庁は慎重に協議決定して六・五とか四・五といふものを出しておられる。ところがその慎重な決定と違つたことを、そういうような経済見通しには専門でない人が経済の点で一・五といふような間違いのもとに見た。ほかの組み立てについては意見を尊重してもよい。ところが企画庁が何年もかかつて慎重に検討されたものと違つたことを基礎にして今の国民年金法が提出をされておるわけです。そういうような間違つたものが通つたら大へんだから、大急ぎでやらなければならぬ。これは岸内閣総理大臣に言われたつて、企画庁長官の立場で、この問題は長期的なものである、企画庁の任務の大きな事項であるといふことで要求されれば、即時これから一時間後にも閣議を開かれることはできるわけです。ほんとうにするならば、できるのです。それを頑固固陋にして総理大臣が聞かなかつたら、それこそ企画庁長官の気魄で、世の中をよくしよといふ気魄で辞表でもたたきつけて、世の中にそういうものを広めて、岸内閣総理大臣はそういうようなインテリなことをやる、ほんとうの国民のために思はない、その政策はみな根柢がぐしゃぐしゃであるといふことを表明されれば世の中がよくなる。それは与党の中における世耕さんの地位は悪くなるであらうしょう。しかし世耕長官の政治家としての信念は、自分の将

来がよくなるということではなしに、国民のためのいろいろな法律がよくなり、正しいものになり、合理的なものになるように努力をすることが信念であらうかと思ふ。でありますから、そういうしてまた与党も全体的によくなる方がいいとお考えであらうと思ふ。頑固な人が一々文句を言つても、そんなことができるかと言つて突き破つてやられるのが長官の任務であらうと思ふ。政治家としての世耕さん、それを即刻にやられるかどうか。

○世耕国務大臣 政治的理念についてのお説はありがたく拝聴いたしました。なお今の直接の問題は、むしろ厚生省の方でその問題を適宜調和、調整するようになってゐると思ふます。今私がその問題を全部引き受けて解決するだけの権限があるかどうかといふことにも私はちやうちよしななければならぬわけでございますから、御趣旨はよく了解いたしました。善処するといふことの程度で御了解をお願いしたいと思います。

○八木(一男)委員 厚生省の方ももちろん関係がありますから、この間から厚生大臣にも申し上げておるが、正しい経済の見通しという点では主管官庁は経済企画庁です。問題の焦点、誤まりの焦点はここにあるわけです。そういう見通しを誤まつた狭いワグで考えられるので、厚生省の方は少しでもそこでよくしよと思つてさんざん難儀をしてゐる。ところができたものはちつともよくなつてない。中がたがたなんです。ですからこれはむしろ企画庁長官に責任がある。

○世耕国務大臣 経済の見通しなんです。確定じゃないんです。あなたの方

の社会党の見通しは、この間のお話を承わつて四・五という成長率、こちらは六・五、こういうふうになつてゐる。両方とも歩み寄れば五という数字が出る。だから見通しなんです。これをばつたりしろといふことはあまりに無理な御注文じゃないかと思ふ。しかしこれは必ずしもふまじめな議論じゃない、非常に大切な議論であります。これは欧米各国とも、アメリカでもこの見通しについては、学者ばかりでなしに政治家も非常な議論を戦わしておりました。私も真剣に拝聴いたしておりました。見通しであるだけに私としてはむづろさになつて……見通しという言葉だけを一つ御了解願ひしたいと思います。

○八木(一男)委員 企画庁長官は大へんりっぱな考えを持っておられると思ふ。ほんとうにその考えを突き通していただきたいのです。社会党の方が四と出されたと言われるけれども、そうじゃないんです。長官、本会議の速記録を持っています。もつと多く見るべきだけれども世の中には憶病な人がたくさんいるので、最低に四に見積つてもこれこれじゃないかといふことを申し上げてゐる。本会議でそう申し上げましたときに、長官はその場において、八木の言つたことにわれわれは賛成であるとおっしゃつた。われわれといふのは世耕さんだけじゃないに、岸内閣の閣僚がみんな賛成であると私も理解いたしております。閣僚の発言としてわれわれとおっしゃつたのですから、岸内閣全体が見通しを承知しているわけです。われわれですから、そういうことなんです。社会党の方が最低で安全率を見積つて四、政府

の方は六・五である。六・五と考えてもいいんですが、憶病な人やなんかがいるから四に見積つて考えてもこのくらいになるじゃないか。それで私どもの方の案ができるのです。政府案は、今の一倍から二倍にするのだったらもう少し少くてもできる。でございますから、そういう点で根本的に間違つてゐるわけです。見通しとおっしゃるけれども、何でも計画通りでないといふかぬというなら、こんな政府の予算案というやうなものは立ちません。何でも見通してやるわけです。少々の誤差は予備費や何かでまかなうことになつてゐる。その見通しを最大限に見積つて、自民党さんの考え方でも、社会党の考え方でも、安全率を見積つてなお大丈夫だといふ状態を、社会保障制度審議会でははるかに半分以上に見積つた数字で答申を出してゐる。これは基礎の根本的な誤まりです。そういう点について経済企画庁長官は、この答申は誤まりである、その点だけは特に誤まりの答申をもつて組まれた、それではいけない、だからこれをもつと大きく直さなければいかぬといふことを急速に閣議を開かして主張なさつて、職を賭するやうな覚悟で、国民全体のために、国民年金がよくなるやうに推進をされる

ことが任務であらうと思ふ。もちろん厚生大臣の任務でもありますけれども、問題は経済の伸長率のところに制度審議会の誤まりがあつた。ですから企画庁長官は断じてこの誤まりを正す責任がある。それを即時やつていただかなければいけないと思ひますが、再度伺ひたい。

○世耕国務大臣 一・五の問題について御指摘があつたやうであります。今聞きますところによると、政府はそ

の

の

の

の

の

の

の

のパーセンテージを用いていないといふようなふうに聞いておるのであります。そこでよく資料を取り寄せて調査して、善処したいと思ひます。

○八木(一男)委員 そうなるとまた問題がある。そのパーセンテージを用いておらぬのですか、おらぬで組まれた、厚生大臣ですか。

○坂田国務大臣 社会保障制度審議会において一・五％というよりな成長率を考えたという事は聞いております。われわれはそれを参考としてこの法案を提出をいたしておるわけであり

○八木(一男)委員 今両方で食い違つておられますが、それははつきりさしてもらわなければいけないと思ひます。世耕さんの方はその数字を用いておらぬ。用いないで、片方の厚生大臣は社会保障制度審議会の答申を尊重してそれに基いて案を作つた。制度審議会の答申はやはりいろいろのことが全部載つておる。それを全部読んでおるでしよう。そういうふうな食い違つてもらつては困る。

○坂田国務大臣 こういふ点はやはり国会でございまして、間違つたことを申し述べることはよくないと思ひます。従ひましてやはりはつきりしたふうに答弁しなくちゃいけませんので、小山審議官から答弁させます。

○小山(進)政府委員 三千五百円というのは現在の生活水準と現在の物価を前提としたものでございまして、従つて直接的には経済成長率の一・五％と関係ございせん。

○八木(一男)委員 もう一回はつきり言つて下さい。

○小山(進)政府委員 三千五百円というのは現在の物価水準、現在の生活水準を前提にしてきめた数字でございまして、従つて経済成長率一・五％というのとは直接に關係がございせん。

○八木(一男)委員 今直接には、と最初はおつしやらないで、あとで直接におつしやつた、そういう言い方を違へられては困る。直接にとか間接にといふことをすり変えられるけれども、制度審議会の答申には一・五という三千五百円は将来の数字です。三千五百円は今すぐのわけではない。そういう世の中をとまどわされるような、あつちへ行つたりこつちへ行つたりするやうなそういう答弁があるから、私は政府委員の答弁は要求してないわけ

です。三千五百円というのは将来の四十五年後の数字です。それで現在の四十五年の数字を言つておられる。そういうふうなわけのわからなくなるやうな、政府案の非常に悪い内容がいろいろあるやうな、非常に間違つた根拠にあるものがない根拠にあるやうな答弁が政府委員には往々にして行われるのです。ですから率直に両大臣の答弁を伺つておるわけです。そういうやうにひん曲げた、わかりにくくするやうな、そういうほんとうに悪いものがないものやうに、根拠がないやうなもの

が根拠があるやうな、そういうやうな答弁でなしに、大臣の率直な答弁をこれからもらいたいのです。

それから経済企画庁長官に申し上げておきたいことは、短かくてけつこうですから、国民年金制度というものはどういふ意義があるか、端的にお考えを伺いたい。

○世耕国務大臣 非常にいろいろな意義があると思ひます。それはどうかといふと、日本の経済の成長を最も健康的に、しかも発展的にするには、国民の健康といふことと同時に生活の確保を安定ならしめることに重点を置かなければならぬと思ひます。その意味から、側面的に経済の成長を助けるものは何かといふと、国民年金問題が大きくかぶさるのではないかと、かように考えておるのです。

○八木(一男)委員 ほかの意義も持つておられると認められたので非常にけつこうだと思ひますが、一般的にたゞの毒な人を助ける助け合い運動である、親孝行運動であるといふやうに理解しておる人が多いやうです。それでそういうお金は出ししよるという状態が大蔵省に強いわけですから、ところがこの国民年金制度を非常にいいものにした

しましたならば、それを通じて再配分が行われるわけです。そういうことで恒常的な購買力、消費購買力ができるわけでありまして、今の日本の経済力に恒常的な購買力、消費購買力を作らなければならぬといふのが大きな要因である。それによつて産業が振興して安定するわけです。それによつて雇用が増大して安定するわけです。そういうやうな作用があるわけでありまして、それからまた完全な所得保障、老齢保障をすることによつて、ある程度の年齢の人が所得保障をせられて第一線から安心してはずされることのできること

によつて労働力の新陳代謝が起る。また零細企業とか農業では、そういう制度によつて、今まで所有権を放棄なかつた農業の人が安心して所有権を放棄することによつて、経営権を放棄すること

によつて農業の近代化ができる、若い世代が農業にいそしみ、零細企業にいそしむことによつて、近代化なり協同化なりが進むといふ大きな要因を持つておるわけですから、ところがたゞ助け合い運動あるいは親孝行運動といふくらいにしか思つていない人がおる。そういう運動がほんとうに好きな人は、それだけでも政府の年金は三倍くらいにしなければならぬと思ひけれども、それほどもない人が多いので、助け合い運動、親孝行運動だから政府案程度でいいのだらうと、はやつと考へておられる人が多いのです。ところがその助け合い運動、親孝行運動のみを考へても、もちろん政府案の三倍か四倍といふことにしなければなりません。そのほかにそういうやうな大きな意義を持つておる。それは経済企画庁の任務である。経済計画の上において、あるいはまたそれが関連のある将来の財政計画の上において非常に大きな意義を持つておる。積極的ないい意義を持つておる。出したら損だといふやうな考へ方、大蔵省にそうではないのだといふことを心に刻みつけていたか

なければならぬ。少くとも経済企画庁においては、そういう考へ方に立つて、こういう問題を今のような所得再配分とか、あるいは産業の振興安定であるとか、雇用の増大安定であるとか、農業や中小企業の近代化あるいは協同化を進める意義を持つておるといふことをもつと積極的にやつていたか

なければならぬと思ひます。そういう意義を考へて、今度の答申にこういう間違つたところがある。その答申をもとにして作られた厚生省の国民年金法案は非常に微弱なものであるといふこと

の問題を急激に直す、強力に直す、大幅に直すといふやうなことを経済企画庁長官として推進していただかなければならぬと思ひます。即時閣議を開いてこれを推進なさつていただきたいと思ひますが、その御決意を一つ伺つていただきたいと思います。

○世耕国務大臣 国民が余世を樂しみ、そして勤勞を樂しむ。同時にそれによつて日本の経済成長を促進せしめ、ほんとうに生活の幸福を味はうといふところに私たちの理想がなくはない。そこらに私たちが御趣旨で今御質問があつたように思ひますが、同感であります。ただそれを実現するにはいろいろな条件が必要である。その条件をどういふふう

に満たすかといふことも、また私の責任である。それを直ちに閣議を開いて、その方針を、一挙に御希望になりましたやうに結論を出すといふことは、なかなか困難な問題がございまして、あなたのおっしゃる通り、御趣旨は十分休して善処するといふ程度でお約束をお許し願ひたいと思ひます。

○八木(一男)委員 両大臣に心から要望したいのですが、企画庁長官は非常にひよひやうたる風格を持つておられる。私はその点に尊敬を感じてゐるわけです。古いしきたりにとらわれて、また自民党内の慣例にとらわれて、閣議の慣例にとらわれて、言ひべきことを言ひないやうな態度であつてはいけません。ほんとうの政治家は大きな理想に邁進して、勇敢にいろいろなことを推進していかなければならぬ。その点で企画庁長官は閣内において非常に大事な立場におられると思ひます。また厚生大臣はほんとうに貧しい

年金を創設して出発する一応のなにと
しては適当じゃないか、かように思う
のであります。

○八木(一男)委員 総理大臣のお言葉
でございまして、十分ではないが最
低生活をささえるには役立つというよ
うなお考えだろうと思ひます。三千五
百円だったから確かにさういふことにな
ります。総理大臣おっしゃる通り。と
ころがこの法律では憲法第二十五条の
精神をうたつて、健康で文化的な最低
生活を目標としておるのであります。さ
ら、総理大臣の言われた健康で文化的
だといふことがない最低生活では、離
れていくわけですが、それでは非常に
不十分だと思ひますので、簡単にけつ
こうでありますから御答へ願ひたい。

○岸国務大臣 私、憲法第二十五条に
対して政府として考えなければならぬ
ことは、国民年金だけですべてが健康に
して文化的な生活をするといふのじゃ
なしに、やはりいろいろな社会的な施
設なり何なりと関連を持つものであり
ますから、政府としてももちろんいろ
いろな社会的な施設その他のものを進
めていかなければならぬことは言うを
待ちません。さういふことと関連して
て、この国民年金を与えるならば、老
齢においてはさういふものと相俟つて
憲法の趣旨は達せられるものであると
いふ考えを持ってあります。

○八木(一男)委員 現在の状態におい
て、と先ほど総理大臣は言われまし
た。この年金の完成は四十五年後から
開始する。今と四十五年後の間に非
常な差があることは、聡明な総理大臣
はおわかりだろうと思ひます。今の時
点でも総理大臣が、十分とは言えない
かもしれないが、しかも健康で文化的

なといふことははずして、ほんとうは
だんだん命をすり減らしながら、ただ
しばらく命をつないでいくという最低
生活をやつと維持できることに役立つ
であらうといふことを言われた金額で
あります。将来において、四十五年間
で社会が進展すれば、健康で文化的な
といふ考え方は発展しなければなら
ぬ。さういふときにあまりにも少い金
額で、これは国民年金の名に値しない
くらい、小さな金額であると私どもは
考えますが、それについて率直な御答
を願ひたいと思ひます。

○岸国務大臣 私の承知しておるとこ
ろによれば、社会保障制度審議会にお
きまして、一切の収入もなく、この
年金だけで生活するといふ考え方には
立つていないように思ひます。さら
にさつき申しましたいろいろな政府が
行ふその他の社会福祉施設等とも関連
があるわけでありまして、私は、こ
の年金がただ単に人間として命を食
つないでいくだけの最低のものだとい
ふふうには、実は決して考えておりま
せん。これはもちろん長い年限の間に
国民生活の水準も上つていくことであ
りますから、健康にして文化的な生活
といふものの内容といふものは漸次豊
富になっていきます。また豊富にする
ように、あらゆる面を政治を通じてわ
れわれは努力すべきことは当然であり
ます。しかし同時に、われわれが今日
見通し得る国家財政の立場なり、ある
いはその基礎をなすところの経済振
大の計画なりといふものとにらみ合
せていくならば、われわれはこの額を
もつて、今日の状態においては満足す
べき適当な額である、さういふ結論に
達したわけでありまして。

○八木(一男)委員 四十五年後のこと
を考えますと、総理大臣は少いとい
うことをもうすでにお感じになってお
られると思ひます。現在においても健
康にして文化的じゃない、ほんとうに健
命をつなぐだけの最低生活に幾分役立
つといふことを総理大臣がさつきお
っしゃった。それが四十五年後になつた
らどんなものになるかといふことは、特
に総理大臣としてはおわかりと思ひま
す。それを直す御努力をされなければ
いけないと思ひます。それを直す御努力を
これから十分にされるかどうか、これ
についてお考えを承ひたいと思ひま
す。

○岸国務大臣 先ほど申し上げました
ように、私は、この国民年金の制度に
しましても、あるいは健康保険の制度
にしましても、われわれは将来、経済
の繁栄なり拡大なり国民生活の水準の
引き上げなり、いろいろなことと相
俟つて内容をさらに充実し、完備して
いかねばならぬことは言うを待たない
と思ひます。さういふ意味におきまし
て、今八木委員のお話のように、私は
これをききつけにする考えではなくし
て、将来それを充実し修正をし、その
理想の方に近づいていくといふことの
可能なやうな社会的な、経済的な基盤
を作つていくといふことと相俟つて考
えていきたい、かように思ひます。

○八木(一男)委員 実は直す方法は
総理大臣、あるのをごさいます。総
理大臣は今年度の予算のことを頭に
入れて、それでいろいろな言葉をとら
れて直すのではかなわないといふふう
にお考えになるかもしれませんが、ほ
んと今の政治家ならば、ことしの予算

でも組みかえて直していただかなけれ
ばならないけれども、それはさておき
まして、この提出年金の始まるのは二
年後であります。それでそれから、そ
の間に検討されてどう直されること
は、政府がさう困らずにできるわけ
です。ところがその直す方法でありま
すが、政府の方では積立金方式とい
うことに考えを固着しておられるため
に、非常に直しにくいといふ条件があり
ます。今の老人や未亡人や身体障害者
はただの年金をどうしても上げなけれ
ばならないといふ条件がある。それで
政府の考えをさういふ完全積立方式
とつていきますと、今の働いている人
が、自分が年寄りになつたり、遺族に
なつたり、あるいは障害になつたとき
の用意を、完全に自分たちだけでしな
ければならないといふことになりま
す。さうなると、今の人が親孝行も
する、それで自分たちの将来も自分で
完全に用意をするといふことになる。自
分たちは親孝行をしてもらわれないとい
う建前をとるわけですが、さうすると
今の時代の人は二重負担になつて苦し
くなる。さういふことのために、社会
党案と政府案では、年金の年額に幅は
ありますけれども、どちらにしてもそ
ういふ考えに固着すると壁に突き当
つてしまふわけです。税金で払つた一般
財源から出た金にして、さういふ金に
して、とにかく今働いている人が親孝
行をする金を出している、だからわれ
われはその分くらいは子供たちから親
孝行をしてもらつてもいいんだ、その
ほかに自分たちで用意をする、さうい
う考え方に立てば、この問題の壁は一
つ破れる。ところが政府の方では、そ
ういふ考え方がいゝという主張がすい

ぶん方々でされたにかかわらず、さう
いふことがとられておられないわけ
です。だからピーク時に六百何十億と
いうようなことを言つておられますけ
れども、システムをさういふやうに変
えればもつと内容がよくなるわけ
です。さういふ点を御検討になれば、国
庫負担をもつとたくさん出す御決意を
されなければいけませんけれども、そ
れを二つ合せられればもつと内容がよ
くできるわけです。さういふ点を加味
して考えられて、発足までに金額を上
げる努力をされるかどうか、それを伺
ひたい。

○岸国務大臣 私、国民年金制度につ
いては非常な熱意を持って、ぜひ実施
したいといふ考えのもとに今回これが
発足を見るに至つておるのであります
が、実は専門的な詳しい研究は、むし
ろ社会保障制度審議会等の専門家に委
託しまして、私はその結論を大体尊重
していき。その方が私がつけ焼刃に研
究していろいろな意見を出すよりも間
違ひがないといふ考えのもとに、政府
としては相当慎重に研究した結果この
案を得ているわけでありまして。今八木
委員のお話のような点も、私は十分社会
保障制度審議会においても審議された
一つの考え方であらうと思ひます。

従つて今日直ちに今八木委員がお話の
ようなことに私が賛意を表して、さう
しますといふことは申し上げかねます
が、しかし私は先ほど申し上げたよう
に、この制度を一応立てるけれども、
これにききつけするといふ考えはさ
さいませんから、さらにいろいろな補正
すべき点があり、修正すべき点があ
り、あるいは足らざるところ、完備さ
すべきところがあるといふやうなこと

であるならば、これは私修正するにやぶさかでありません。しかし先ほど申し上げましたように、もちろんこれを受ける国民の人々の生活の点を頭に置いて考えるなければならぬことでもあります。同時に国家財政の見通し等も十分にらみ合せていかなければならぬ点がありますから、そういう点も十分将来の問題として研究して参りたいと思います。

○八木(一男)委員 ごもつともは御見解であると思います。実はこの問題は非常に小むずかしい問題なんです。国会で論議をされて、そういう問題が非常に考えらるべき問題であるというところで、与党の方や厚生省関係の方もそういう態度におなりになった。私もどうもどうもそういうことを考えるべきであると考えておる。社会保障制度審議会でもそういう意見が出た。そういうことを加味して三千五百円を高くする努力をせよと決めた。たまたま。ただしこれは今出す決心をした金額をそのまま固定させておいて、一番高いところの六百五十億を固定して、それを賦課方式に直すことによって、上げる方に使っていただきたいので、その金額を下げてごまかす方に使っていただけないで、これについては厚生大臣からあとでよくお聞きになっていただきたいと思いますが、年金をよくなるために積立金方式に賦課方式を入れることを考慮して、よくする方にこれを使うというふうにしていただきたいと思います。それについて簡単に一つ……

○岸国務大臣 一つ厚生大臣とも相談いたしまして、御趣旨の点につきまして十分考慮することにしたしたいと思います。

○八木(一男)委員 実は総理大臣にたくさん伺いたいことがあるのですが、何でもかき時間が少しくわがって、同僚の滝井委員がお聞きになる時間があつたので、たくさん聞けなくて残念でございます。部分的に伺いたいと思います。それで時間の節約上一問一答で伺いすることが当然のことでありまして、先にこつちでしゃべってしまつてお答え願うということもあるかと思ひます。御了承願ひたいと思ひます。

もう一つ、開始年令の問題であります。政府の方は六十五才開始をとられておられます。社会党の考え方は、六十才開始でございます。これはどうも考えもつと早くすべきだ。というのは諸外国の例で六十のところもあるれば六十五のところもあるというより御説明が厚生大臣その他政府委員からありましたが、現在の時点においては外国人よりも日本人の方が老衰の度が早いわけですから、これは農家の主人や何か見ていただければわかる。ニュージランドや北欧諸国は非常に前から制度がいいので、健康的でありますけれども、そういう国のところまで日本は至っていない。早く老衰するから早く労働能力がなくなつて、早く所得保障が必要だということ。将来は日本人も地位が向上して老衰がおそくなるでありませんか。ところがそのときにおきましては、御承知の通り諸産業でオートメーション化が進んでおります。オートメーション化が進みますと労働力がひとりで少なくていいという時代になります。若い健康な人、二十から六十近くまでの人がほとんど働いて、その人が八時間も働かなくて、七時間なり、六時間なり、少ししか働かなくて生産がどんどん上るという時代になる。そうなりますと、結局そのときの老齢者が所得保障をもらつて、生産の第一線から引いて、文化的なあるいは教育的なあるいは政治的な面で指導するということにならなければ困る状態が起る。ところがほかに社会保障の国では、二十年も前にニュージランドが始まつた。イギリスが十年ほど前に始まつた。そういう時点ではまだオートメーション化が進んでおらなかった。今の進みかけている時点ではこれを考えるときには、開始年令は低くしなければならぬ要件がある。そして特に今の日本人の老齢状態からいへば、提出年金が、あと公的なものが少しもらえらる、あるいはまた無提出年金が、今七十になつていますが、そういうおそい開始ではないので、早くもらわなければならぬ要件がある。そういう点で、開始年令を下げる点が必要だろつと思ふ。今の金額の点やそういう点を合せて、少し下げるような努力をしていただきたいと思ひますが、それについて總括的な御意見を伺いたいと思ひます。

○岸国務大臣 開始年令をどういうふうにするかということ、これは今八木委員もいろいろ日本の実情等についてお話がございましたが、私どもの子供の時代を想像してみると、六十の還暦といふものが非常に老人であつたと思ふのでありますが、最近の状況はだいぶ変わつてきているのじゃないか。それに今お話のようにオートメーションといふものがいろいろな産業に入つてくるといふことになると、今日のような労働の非常な過重な状況がなくなつてくるから、老齢化といふものも年令にかかわらずむしろ下がってくる。年をとつても、そう早く老人らしくなくなつていくような傾向もあるろつと思ひます。しかし同時に今度、労働人口の点から考へて、今の八木委員のお話のようないふ点もあつた。今日いろいろな点を考慮して、私どもこの案を一応あらゆる点から勘案して六十五といふのを示しているわけですが、これを科学的に説明しろとかあるいはなんだという、なかなかむずかしいと思ひますが、常識的にいって国民年金の年令として六十五といふのが、今日としては適当なところじゃないかといふふうに私は結論を持っております。

○八木(一男)委員 さらに検討してそれを下げられる御努力をされるかどうか。

○岸国務大臣 全体としての改正すべき問題につきましては、先ほど申しましたようにあらゆる点に、あるいは年令の点もあるいは金額の点もわれわれ検討を続けていかなければならぬと思ひます。その結果でやりたいと思ひます。

○八木(一男)委員 実は時間がないので残念なのですが、厚生大臣とのいろいろの質疑応答の間においては、厚生大臣はそうあるべきだといふことを認めておられるのです。ただし今の内閣の決定した条件であるから、それを変へることは厚生大臣としては言えないといふことで、苦しい立場に置かれておられる。総理大臣はそういう点を考えられまして一つ御検討をお願いしたいと思ひます。厚生大臣首を振つておられますから、この点についてはあとでお聞き

になつていただけてつこうだと思ひますが、そういう論議が展開をされていくわけですね。総理大臣、今度の制度全体の中でとんでもないけしからぬ点がたくさんある。国民年金の制度は、政府案ははつきり言ひますと社会保障主義に徹底をしておるのです。社会党案は社会保障主義。社会保険主義といふものは保険会社のいろいろな保険をまとめて、ちよつと合理的にして、ちよつと国庫負担を入れたというよりなものにすぎない。内容を申し上げますと結局四十年間払い得た人は三千五百円の年金がやつともらえる、二十五年しか払い得ない人は二千円しかもらえない。十年しか払えない人は千円しかもらえない。そして九年以下の人は年金がもらえないで、三年未満しか保険料が払えない人は、そういう苦しいボーダー・ラインがやつと納めた保険料が仕合せな人に回されて、そつちの年金に使われる。その時点で政府案の年金法案で一番貧しい人から金持ちの方に金がとられる、収奪が行われるという条件があるわけですね。この点につきましては厚生大臣は首を振つておられない、はつきりそれを認めておられる。ところが政府案が出たつたから面子上でできないといふようなことを言つておられる。そういう態度だ。そういう面子は政治家のとるべき態度ではない。総理大臣が知らないのだから、厚生大臣がこれを説明して、総理大臣がもしほんとうの政治家であるならば、それを変へることにやぶさかではないだらう、出し直すことにやぶさかではないだらう、そういうことを進言しなさいと言つておられるけれども、総理大臣とい

のが非常に言いにくい人間であるのかどうか、なかなかそこに伝わってこない。まだそういうことをやってもらえないところを見れば、伝わってこないわけですね。そこで総理大臣にじかに申し上げるわけですが、政府案の方はほんとうの社会保障の年金ではない、金持ちにたくさん年金が行き、貧乏人は来ないという年金なのです。そして貧乏な人が年金になつてさらに年金が必要な状態が強いのに、金持ちの人が年金になつてももうというようにそれが逆転をしているわけですね。そういうものであつてはいけないわけですね。せつかく国民の要望に従つてこの年金を作る以上は、ほんとうの社会保障の徹底的な考えに立たなければいけない。そういう点については議論の過程で厚生大臣は、どうしてもそれについてそうじゃないという感じが言い切れないわけですね。公聴会を開いてもすべての人、与党の推薦の人がそういうことを承認しておられる。そういう状態を考へまして総理大臣はこの問題を検討して、もし総理大臣がほんとうの政治家であるならば、それを撤回して出し直すことが当然であらうと思ひます。そこまでの百点の政治家じゃなくて九十点の政治家であつても、与党の方に命令をしてそれを検討して修正案を出す、それなら簡単にいくだろう。百点の政治家であるか、九十点の政治家であるか、それとも落第点の政治家であるか、その点を一つ総理大臣からおっしゃっていただきたい。

○岸国務大臣 私に根本的に言つて、いわゆる保険主義であるか保障主義であるかというふやうな一つの理論的問題であります。私は社会保障の目的

を達するための方式としていろいろなやり方がある、その一つの方式として保険方式をとることも一つの考え方だろつと思ひます。ただ保険方式をとつた場合に、今八木委員のお話のようないふ現実的な面から貧乏人に非常な大きな負担をかけ、それを比較的富裕な者が恩恵を横取りするといふやうな結果になることは、これは私はまずいと思ひます。しかし私の承知しておる限りにおいては、この年金法案におきましては保険方式をとつておられるけれども、保険料の支払いの能力のない人に対して、いろいろな条件のもとに免除するやうな規定もあるやうに私は記憶しております。また無拠出のなかに對してしまつても、補完的な作用として、そういうごく最低の人に対する年金のなにもありませんし、いふゆる保険主義と言われまふけれども、国庫負担をたしか半額でございませうか、負担しておるやうな点から見ますと、決していふゆる外でやつておるというわけではございませうか、なおこまかい技術的な点につきましては、検討すべきものがあれば検討するやうにいたしたいと思ひます。

○八木(一男)委員 検討するといつても、検討して実現すれば、落第点の政治家が六十点くらいになるわけですね。そういうことを言つただけで何もしなければ落第点のままなんです。及第点をとつていただきたいと思ひます。たと

い自民党の総理大臣であつても、日本の国の総理大臣でありますから、及第点をとつて政治をやつてもらわなければ困る。今おっしゃつた通り、三年未満の者は、貧乏人の金が取奪されてい

るといふことがある。総理大臣は御承知じゃない。御承知はないけれども、ないとは絶対言えない。そういう部分がある点を直すかどうかといふことです。直さなければ完全な落第点の政治家である。落第点をとるか、及第点をとるか、どちらか言つて下さい。

○岸国務大臣 専門的なことにつきま

しては、一つ厚生大臣からお答えするやうにいたしたいと思ひます。

○八木(一男)委員 時間がないから、厚生大臣がけつこうです。時間があれば聞くだけけれども、それは間違いないです。絶対間違いないから、あとで聞いてもらえはいいです。間違いないことがわかつたら、及第点をとりたいと思つたら、即刻措置をとりたい。それは一つの焦点を言つただけで、ほかの点でもいろいろな、社会保障的にいってほんとうに年金が必要な人に年金が入らないとか、十分入らないといふことがある。総理大臣は知らないけれども、総理大臣はほんとうに、われわれが善意に考えれば、いいものを作りたいと思つておられるわけでしょう。ところがいろいろな過程において、財政がこつこつと苦しいに詰められたといふやうなことで苦しんで、それで今までの情性と妥協をして、要な部分がある。それでとにかく妥協しないで、ほんとうにいいものを作るというところに直していただかなければ困る。ですから時間的に間に合かなければ、与党の熱心な諸君は全部そういうことを知つておられます。悪いところは全部いいように直せと言われ

たら百点、こつこの予算では工合が悪ければ、来年は考えるからいいやうに直せと言われれば七十点くらいです。せめて七十点くらいをとるやうな

政治家になつてもいい。そういうことを与党の諸君に言つていただきたい。これは総裁が言われたらできるんです。お宅の方には、わけのわからな

い、ただ大蔵省出だといふだけの人が

政策審議会にがはつていて、ちよつとでも予算をふやしたら許さぬぞとい

ふやうなことを言つておる。だから国民年金をよくしたいといふ総理大臣の

考えがそこで遮断される。こつこの方

で一生懸命やつておる熱心な田中君と

か藤本さんの正論もそこでストップさ

れる。それを打開するのが総裁の任務です。そういうことを言つていただく

と、ほかにもたくさん言いたいことがあるけれども、滝井さんが待つておられるからあと二、三分でやめますが、今度は無拠出年金の方、これがともな

い大拠出なんですよ。無拠出の金額

は、政府の方はこつこつと百億ちよつ

と、平年度に直すと三百億ちよつと

いうことになる。社会党は平年度に直

す二千二百十二億、この差は天地雲泥

のものでありますけれども、これは一応別にしておきまして、ほんとうに社

たとえは住友吉左衛門には老齢援護年

金をやらないう制度を作つておら

れる。年額五十万といふことでやつて

いる。ところがその程度で、あとはむ

ちゃくちゃなんですよ。たとえば障害

者、手のない、足のない、目が見えな

い、白血痛で歩死ぬ手前であるとい

ふやうな非常に気の毒な人、二級の

障害で片手足の動かないやうな障害に

なると一文ももらえない、一級になる

とちよつともらえるけれども、内

ろに少しでもお金がいけば、ほんとうにその人たちが首つりをするところ、とまるといふような大きな作用をするわけです。そういうことを逆転させておる。特に一番ひどいのは生活保護の方です。生活保護という一番気の毒な状態にあるときの障害者、母子家庭、老齢、そういう人には、今の法律では一文もやれないことになる。そんな年金がありますか。総理大臣、きょうんとした顔をしておられるけれども、そんなものではなかったはずだというお考えを持っておられたら総理大臣は善人である。わかつておって平気な顔をしておられたら猛烈な悪人である。私は思いますが、おそらくわかつておらなかったと思う。わかつておらなかったら、最初申し上げたように、論議でわかつたものは直す、この点だけは即刻変えなければ総理大臣は悪人である、落第点である。変えられればやや善人であり、やや及第点ということになるわけです。そういう点で総理大臣は手党に指令して直させるか、ほんとうに総理大臣が八木一男のようなまじきなやつはけしからぬ、おれはもつと善人であると思われれば、政府案を撤回して三日後か一週間後に出されるか、どっちかの返答を承わりたいと思います。

○岸国務大臣 今八木委員の御意見を聞いていますと、私実はあなたのお考えはごもつともだと思えます。ただこれはまた非常に専門的な問題でございますから、あるいはかりにこの案がさらにいという議論を持っておる人のいいとあのあなたのお言葉を聞くと、いかに無理なところがあるように私は思

ます。しかしそれならば、非常に政府案なり手党が研究したのが、そんなことにも気がつかなくて、そんなにひどいことをしているのかという結論になります。やはりこれをわれわれとしてもすいぶん長い間研究し、それぞれ私の方の手党の専門の諸君も研究して出しておるものでありまして、その意見も一応聞いてみたいと、私結論的に今直させますというわけにも参りませんから、御議論の点も、私の方の専門的な委員の連中も聞いておることでありまして、それからとも話をしておると思

○八木(一男)委員 それでは、具体的にその点について手党の方が御相談になって修正することを、総裁として政策審議会のわけのわからぬやつがブレイキをかけないようには御推進を願いたいと思います。

それから、特にこの問題の一番焦点になる生活保護法の問題では、厚生大臣は、ほんとうにこれを解決する道を考えなければいけないことを認めて、閣議で議つておられるわけですね。閣議で議つておられる。その閣議で議つておられることがよりよくなって通るよう

に総理大臣はしていただかなければ困る。というのは、加給の問題であります。生活保護法の加給の、老齢と障害と母子の加給の問題が、概念的には閣議で議つておられるけれども、普通は老齢が千円であれば、生活保護の老齢は二千円にしなければいけないと思

になつて、そういうことにならないように、一つ厚生大臣の必死な努力が通る。それからもう一つ、それを早くやらなければ時代的な不公平が起りますから、開始までにやられるというところ。それからもう一つは、告示であれ

○岸国務大臣 この問題では実は閣議で議りまして、大体の趣旨においては、厚生大臣が申し立てるように加算すること

との方針をきわめております。ただ具体的にとどういう額になっておるかということは私承知いたしておりませんが、適当な額が定められると思ひます。そして、今法律でそれをやれということでありまして、はつきりと閣議で方針をきめ、そして額を閣議大臣の間に

○八木(一男)委員 ここだけは、総理大臣、今御答弁願ひたい。老齢年金額と

同じものにしなければ、一番気の毒な人に少ししかやれない。ほんとうに一番気の毒な人。何回も言わなくても、聡明な総理大臣はわかるはずで。ですから、これは総理大臣の責任で、今少くとも同額、われわれは倍額と思つてお

○岸国務大臣 最後の決定はまだいたしておらないのでありますけれども、私は大体においてその額が最低の額として適当だと思ひますから、そう

○八木(一男)委員 現在の社会保険制度のもとはわれわれが老人になると直ちに貧困になるか、こういうことは現実にお

○八木(一男)委員 現在の社会保険制度のもとはわれわれが老人になると直ちに貧困になるか、こういうことは現実にお

○八木(一男)委員 現在の社会保険制度のもとはわれわれが老人になると直ちに貧困になるか、こういうことは現実にお

との一問一答を通じて見ると、総理は、必ずしも年金で所得の保障をやるものではないような意味の答弁をされたのですが、日本における潮のごとく増加してくるこの老人問題に一体いかに対処するか、これを一つ御答弁願ひたい。

○岸国務大臣 一番大きな問題は、やはり国民年金というものを考えていか

○八木(一男)委員 現在の社会保険制度のもとはわれわれが老人になると直ちに貧困になるか、こういうことは現実にお

○八木(一男)委員 現在の社会保険制度のもとはわれわれが老人になると直ちに貧困になるか、こういうことは現実にお

○八木(一男)委員 現在の社会保険制度のもとはわれわれが老人になると直ちに貧困になるか、こういうことは現実にお

ふりにはやはりいかな問題だろう、
こう思います。

○滝井委員 さすがは岸総理だと思
います。老齢の問題は、まず第一段階と
して経済的な保障を与えるということ
になります。これはやはり老人の雇
用の問題だと私は思います。現在の日
本における六十五才以上の労働力比率
というのは、ヨーロッパ諸国に比べ
て非常に高いのです。西独やイギリス
の倍の労働力比率になっている。働
いているわけです。ところが、現在の日
本においては、経済成長率というもの
も思うにまかせず、伸びない。新しい生
産年齢人口、いわゆる老人よりは若い
隆々たる労働力がふえていく。こうい
うことのために、今総理の言われたよ
うな老人の雇用問題というものが一
つの隘路に直面している。大きな境に
ぶつかっているのです。だから、これ
を一体どうしてやるかということが一
つです。いま一つは、さいせんからあな
たが御指摘になるように、いわゆる経
済的な保障以外の問題で老後を保障す
るとすれば何なのかという、これはや
はり年金みたいなものを考える以外
にないじゃないか、こういうことなん
です。そうしますと、その年金という
ものだけで保障することができないと
すれば、前者がやはり車の両輪の一つと
して現われてこなければならぬので
す。ところが、前者は日本には今現わ
れ得ない情勢が客観的に出てきている
のです。ここに、日本における老人問
題が近代の政治において非常に大きな
力であつたに迫る。あなたの内閣
になってから、歴代の戦後十三年の内
閣がやり得なかったこれをやらざるを
得ないところに追い込まれたというこ

とは、戦後十三年になって岸内閣がこ
ういう政策を自発的にとったとい
うこともあるが、それよりか、客観的な
情勢があなたにこれを迫ったというこ
とです。こういふ形だと思ふのです
が、そういう点についてもう少し積極
的にこれはやってもならなければなら
ぬ、むしろ強く迫られておる、こうい
うことだと思ふのです。そこでそうい
う客観的な情勢が強くあなたに迫った
ために、今やあなたは国民年金、国
民年金という声が満ち満ちておるの
です。日本の社会保障というものは、ま
ず結構をやらなければならぬ、こう
言っておりました。そうしたらしばら
くすると、死亡率が減つたら結構の時
代は過ぎたと言いました。次に何の時
代が来たか。皆保険の時代が来た、こ
う言います。そして昨年来よりよく国
民健康保険法が通ると、もうその通る
ずっと前に、皆保険の時代は過ぎて今
や年金の時代が来た、こう言ふ。日
本の社会保障というものはいわゆる
ファッショ・モードみたいなもので
す。本格的に大衆の中にずっと政策が
根をおろした社会保障の政策が行われ
ていない。ファッショ・モードじゃ
困る。ファッショ・モードは銀座の
町あたりで行われておればけっこう
だ。やはり国会の場における社会保
障の議論というものは国民大衆の中
に足がついた議論でなくちゃならぬ。
ところがさういふように政治的には非
常に社会保障をやれ、年金を作れとい
う声が高まつたけれども、さいせん申
しました日本の社会構造なりあるいは
経済の成長の状況から考へると、財政
的な裏打ちあるいは雇用問題という
面については対策が講じられていない。

この点についてあなたは一体総理とし
て、これならばどうとのあなたでも
答弁ができるはずですよ。年金も、これ
は年金の根本のところですよ。これを一
体どういふ工合にやっていくかとい
うことです。

○岸内閣大臣 私はこの社会保障制度
が要求されるということ、国民がこの
社会保障制度を要求される意味にお
いて、医療保障の国民皆保険の問題と
所得保障の国民年金の問題、これは近代
的國家における社会保障制度の二大柱
でありますから、これを要望するとい
うのは当然の趨勢であり、またこれが
できるよになつたといふことは、戦
後十三年の日本経済の復興について国
民全体が非常な努力をして、これに裏
づけ得たところの財政的な経済的な基
盤ができた結果であると思ひます。こ
れはひとりで岸総理大臣がどう考えたか
らといつても、その経済基盤ができな
ければ、国民がいかに要望してもでき
ないことであると思ひますが、さうい
うことであり、またこれがこで御議
論がありますように、私は決して内容
的に完備しておつて、これがもう最善
のものであり、これを永久に固定する
というふうな考え方は毛頭持つており
ません。いろんな点からこれを完全な
ものにしようとして議論が尽されてお
り、しかしながらさういふ欠陥があつ
ても、現在の経済情勢なりあるいは財
政の事情からいふとさうまでではない
といふ問題もあるかと思ひます。
しこりしてこれを充実していかなけれ
ばなりません、していくのにはどう
しても産業経済の基盤を作り上げてい
く、さうしてこれを成長せしめ、これ
を繁栄に持つていくことをしな

ければならない。従つて経済財政政策
の全般にわたつてその基盤を作つてい
くことによつてこの社会保障制度は完
備するのだ。ただ社会保障制度だけを
見てこれを完備するためにどうする
と見て、やはりそれを裏づける経
済の基盤、財政の基盤というものがな
ければならぬ、こう思つておられます。
さういふ意味においてわれわれは予算
を編成し、また産業経済政策を行な
つていくわけであり、さういふ一つ
この雇用の問題、われわれはこれはだ
れもがそれを念願しておるわけであ
りますが、完全雇用というものを目標
として、働く意思があり、働く能力を
持つてゐる者はみんな職場が与えられ
るというふうな状態を作り上げなけれ
ばならない。それにはやはり経済が拡
大し、成長し、繁栄していかなければ
いかなないのであつて、さういふ意味に
おいてわれわれは一般の経済財政政策
といふものに大いに力を入れているわ
けでございます。

○滝井委員 経済政策と社会政策の問
題でございますが、御存じの通り諸外
国においては社会保障政策を推進する
ことは、同時にそれが経済政策の進展に
も非常に役立つわけですよ。ところが
岸総理がすでに選挙のときに国民に公
約したように、日本においては経済政
策の主眼となつていくものは、やはり
経済基盤を拡大強化しなければなら
ぬ。経済基盤の拡大強化といふことは
資本の蓄積といふものが重点なので
す。資本蓄積をやるといふことは国
民の所得といふもの、国民の生産力と
いふものが限界がある限りにおいて
は、社会保障費に回る金がそれだけ少
くなることを意味します。従つて日本

て、社会的な連帯に変わって参りました。そういう中でわれわれは先駆的に公的扶助というものを作り、社会保険を作った。しかしこれだけではいけない、もっと拡大しようじゃないかというので今年年金ができてきたわけです。いわゆる所得保障という問題が出てきたわけです。ところがその年金を国民年金という形で、国民的な規模にこれを適用していくというところになると、少くとも国民を対象にしておるわけであり、そうするとその制度をうまく運用していくためには一体どうしなければならぬかということ。あなたの方のこの制度ではどういうことになっておるかというところ、その対象になるすべての国民はまず掛金をかけない、これが大前提です。そのかけた掛金によって四十年の後の、あるいは二十五年の後の年金の給付の額がきまります、こうなっておるわけです。いわゆる積立方式でいっておるわけですが、ところがその積立方式でいくということ、お金を出した者に年金がいくという形は、日本のような貧しい階層の多いところでは、その掛金をかけ得ない人が出てくるわけであり、それは前に説明しました国民健康保険で、掛金はかけるけれども、かけられない人が出てくるのです、さらに年金では掛金をかけ得ないという人が国民健康保険の上に重なるわけです。同じ人が国民健康保険の対象であり、国民年金の対象であるわけですから、一世帯の保険料の支出額は年額にしたら五、六千円になる。今三千円か三千五百円の健康保険の金でもかけ得ない世帯というものが二割ある。そうするとその上に年金が重なるか

ら、この二割というものはもつと増加していくことは明らかです。そうしますと経済政策と社会保障政策との対立面、そうして今度制度の自体内に入つてみますと、その掛金をかけ得ない層が出てくること、そうしますと積立方式というものが、貧乏人の多い日本では、一体全国的な規模における社会保障として適合するかどうかという問題が出てくるわけです。この二つの隘路がある。大きな面では経済政策と社会保障政策とが絡めつけられてくる一つの困難な面、それから内部に入つてくると貧しい大衆というものが国民の九千万人のうち九人に一人の割合でボーダー・ライン層がある。千十三万人おる。この問題を一体あなたはどの政策を推進する上でどうお考えになっておるか。

○岸国務大臣 今御質問になった前者の問題は、日本の経済は戦争によって破壊され、経済基盤が非常に脆弱なものでございまして、戦後われわれが努めてきたことは、これを強化しなければならぬという状況でありましたが、これに、お話のように経済基盤の強化にわれわれは全力をあげて、社会保障制度というようなものに手が回らなかったという事情があったことは事実であります。しかし将来の問題を考えますと、先ほどから申しているように、社会保障制度のなかに充実するために、は、やはりそれを養うところの経済基盤というものが強固になってこなければならぬ。また経済基盤を強固にするというところは、言うまでもなく国民生活の内容を豊富にし、国民の労働力というものを良質にかつ豊富にするという

ことでありますから、やはり社会保障制度というものは完備してこなければならぬし、またいろいろな購買力の点から考えましても、やはりこれは相互依存ということになるわけでございますから、従つて、本来日本においては永久に経済政策と社会保障制度とは相反し、相矛盾するものではないと私は思う。それはやはり欧米の先進国においては、経済基盤がすでに強固であり、ある程度のところまで繁栄しておるから、これが車の両輪のごとく相呼応して進んでいっておる。日本もこれからはそうなつていくのだという考えであります。

○渡井委員 今私が申し上げました通り、とにかく積立方式一本でいって、おりに、どうしても減免措置をしななければならぬ相当のものが出てくるわけですから、そこで私は一つ総理の意見もお伺いしたいのですが、政府の案ではそういう積立方式一本でいっておるわけですが、百円ないし百五十円の掛金を四十年間かけることになる。ところがその中で脱落者が私の調べたところによると、大体どういふ形になるかというところ、この年金加入者は二千六百四十六万人です。その中の三割が提出不能になるのです。そしてその七割の提出可能の者が二千万人前後あるわけです。その二千万人の中で、徴収可能の者は八割五分です。そうするとその一割五分の脱落者、いわゆる減免その他をやらなければならぬという者が出てくる。そうしますと、提出不能とそれから提出困難という者の数は一千万人になる。その場合、今度は任意加入で、この制度に加入をしないという、いわば労働者の妻ですが、そういうものが政府の推計によると三百九十万人です。そうすると千四百万人の人はこの年金から脱落する可能性がある。こういふたくさんなものをそのままだにしておつて一体国民年金と言えるかどうかということですが、

そこで私は総理に言いたいのですが、積立方式だけでは、これらの千四百万人の諸君がその恩典に浴さないことになるので、この際社会党と同じような賦課方式をとるか、それとも、いわば目的税の売上税——これは一切のものに総合消費税的な、非常に低率な売上税を全部かけていく。そうすると、これは貧富の差なく全部出すことになる。買うについては何ばかの税金を——一%にするか、五%にするか、非常に安い税金をすべての品物にかけていく。そうしてそれを今年年金の会計に目的税的に組み入れていくことにしますと、今言いました千四百万人の人たちが、何らかの形で少しづつ出すことになる。そうしてとつたものを、半分を年金、半分を減税に回すという方策、こうなると、この年金制度というものは非常に確実なものになってくるわけですが、そうしてもっと財源が——三千五百円なんてけなものでなく、二十五年かけて月に二千円というけななものではなく、相当なものになると思いますが、そういう点についてあなたはどうかお考えになるか。

○岸国務大臣 取引税を目的税にして云々という渡井委員の御意見を伺いますが、私もそういう意見を聞いたことがございまして。しかし税制の問題は、私も税制全体として現在のものを根本的に検討したいというので、税制審議会というものを作ることになっております。従つて、今日そういう目的税として取引税を創設することがいいか悪いかにつきましても、もつと広い見地でやつていかなければならぬと思つております。ただ、今お話のよ

五十円とか三十五円とか出しているのは無拠出ですが、三十六年から拠出が始めるとどういうことになるかといふと、今の社会保険出張所の百ばかりのものが、もう百五十ふやさなければならぬ。人数にして三千人から四千人ふやさなければならぬ。ところが同時に市町村の状態を見ると、大都市においては被保険者千人について一人、中以下では五百人について一人、従つてこの人員が一萬二、三千人ふえることになる。そこでその金は最小に見積つても、二十六、七億から三十億要るのです。そうしますと、医療保障がどんどん進んでいき、健康保険がでますと、今までのようににはばらばらに厚生省がやる、大蔵省がやるという

わけにはいかぬことになるのです。ここに私は先般米から社会保障庁というものを作って——日本の今の行政機構では、この複雑になった膨大な機構と——いうものを、一保険局や年金事務局あるいは年金局というものがやってお

てはだめだ。厚生大臣は公衆衛生もやらなければならぬし、生活保護もやらなければならぬ。非常に範囲が広い。そうするとこの年金と医療保障といふもののがつちりしたものをやることを、少くとも三十六年までには検討

○岸国務大臣　社会保障、これをとに非常でない、そしてやらなければならない。そうではないかと非常に冗費とむだな経費が出てくると思うのですが、この点総理からもう少し明快にあなたの考えを述べてもらいたいと思うのです。

かく国民皆保険の問題とそれから国民年金の問題ということで発足するということになりますと、内容的になお不

完全なところがあり、いたしまして、この二つが社会保障の二大柱としてとにかく十分な機能を發揮し、さらに将来に向つてその改善なり内容の充実をはかつていくという大きな仕事ができるわけでありまして、現在の行政機構そのまゝでもこれに應ずることのできないことは言うを待ちません。しかしそれをどういふふうにするか、これが最も能率的であり、国民に便利であり、またその仕事の本来の意義を達する上にいいかといふことは、これは十分に研究しなければならぬ問題だと思ひます。今日直ちに社会保障省を作るといふ結論にはまだ達しておりませんが、しかし現在のようなまぢまぢな機構でいいとは思ひ思つておりません。行政審議会あたりにおきまして専門家や有識者の意見を十分に聞いて、この問題は将来の日本の社会保障制度の完備を目ざして施策をするということとは、近代国家としてわれわれ福祉国家を願つておる保守党におきまして、また社会党におきまして、当然これは非常に重要な仕事になるわけでありまして、その意味において私は検討をいたして参りたいと思ひます。

○滝井委員　これで終りますが、さうせん八木さんから、生活保護の対象になつてゐる老人の加算の問題が出たと思ふのですが、それについて私は具体的に断を得たいと思ひます。それは現在七十才以上の生活保護の対象老人は十一万七千人です。この十一万七千人のうち、現実の生活保護の対象者の予算は、昭和三十四年度の生活保護費の中の三百九十五億の中に入つてゐるのです。それから御存じの通り十一月から援護年

金が月額千円ずつ四か月分を百九十八万六千人の老人にやることになったのです。その百九十八万六千人の中には、今の生活保護の対象の十一万七千人が入っているかいないかというところに入っている。従って生活保護の予算の中に十一万七千人分が入っているし、今度の援護年金の千円ずつやる四か月分の予算にも百九十八万六千人分入っている。従って予算的には、ともかくあなたがここで千円ずつ出しますという決意をすれば、予算的には全部完了しておる、こういうことなんです。これはもうこれで決断で出さると思うのですが、どうですか。

○岸國務大臣　先ほど申し上げましたように、私まだ具體的な數字について、關係大臣の一切の結論まで見ておりませんが、趣旨は加算するということ意味において検討するということを圈議できめておりますし、それから今予算的のことでもお話しになっておりますから、私は先ほど申し上げましたように、老人について千円という額を最低として決定したい、こういうことを申し上げます。

○滝井委員　これで終わります。どうも
 ありがとうございます。

○田中(正)委員長代理 多賀谷貞穂君。

○多賀谷委員　国民年金のごとき、四十五年の後を想定しておる制度は、私はやはり政府の経済計画と見合つたものでなくちやならないと思つております。先ほど経済企画庁長官に質問いたしましたのが、どうもユートピア的な答へばかりありまして、的確にわれわれはつかむことができなかったのです。ただ数字だけははっきりしまし

おります長期計画によると、三十一年度から四十年までは六・五％の経済の成長率がある、消費支出は六・三％だ、個人の消費水準は五・五％である、さらに四十一年から五十年までは、経済成長率は平均四・五％である、そこで大休個人の消費水準は四％程度アップになる、こういうことははっきりしたわけです。そこで私は、この経済計画と見合つた国民年金制度を樹立してもらいたいと思う。ところが四十五年の後にわずかに五・〇％増、すなわち二千円が三千五百円になるという制度では、全く経済計画と見合っていない。少くとも五・〇％になる年月といえますと、政府の経済計画を逆算しますと、昭和四十年度くらいになるわけです。ですから昭和八十年になる目標と、昭和四十五年になるという、これだけの大きな差ができてきた。でありますから、少くとも国民年金制度を樹立するその発足に当つては、私は、経済計画と見合つた——若干シビアでも、見合つたものが必要ではないか、こう考えるのですが、総理はどういうようにお考えですか。

○岸田務大臣 根本的にこういふ社会保障制度というより、長期のものが、長期の経済見通しや国勢というものを見合つていかなければならないという考え方は、これはもちろん正しいと考えます。そう考えなければならぬと思ひます。ただ政府として、現実には財政の責任を負ひ、そうしていろいろな具體的問題を処理していく上から申しますと、われわれが現実には即して比較的正確につかみ得る程度のことを考えな

いと、非常に先の問題になりますと、一種のユートピアみたいな批判を受け、議論になると思います。これはやはり財政諸般の政治の責任を持っていく政府としては、やはりそう長い期間のこととして、やはりそれ長い期間のこととして推定するということは事実上これからはむずかしい。そこで比較のわれわれから——これももちろん将来の問題でありますから、その通りになるかならぬものかということは、ことに経済界の問題はなんでありますけれども、いろいろな資料から一応比較的確実に推測し得る間のことを基礎に置いてこういふ計画を立てるといふのはかはないと思います。従つて、長い意味から申しますと、やはり一応制度は立つておるけれども、将来内容的にこれを修正し、これを完備していくという努力を續けていくかなければならぬことは言うを待ちませんけれども、一応立てる計画としては、そういう意味において四十五年もしくは五十年後を見通していろいろ立てるといふことは、ちょっと政府としてはできないと思います。

○多賀谷委員 実は四十五年後を見通して計画をされておるのです。そこで、四十五年後の制度でありますから、私はやはり政府の経済計画に

沿ったベースでやってもらいたい。経済成長率そのものも消費水準も上るといふようなことは私は申しません。またどれだけの給付額をしろうということも申しません。しかし若干厳格にいうこともしなくても、私はいらばらになつておるのじやないかといふことを考えるわけであります。時間がきたようでありますから、ごく簡単に續いて質問します。が、この点十分考へてもらいたい。これは経済企画庁長官に聞きまして

も、全くこの案には参画していない。うな答弁なんです。総合的にやはりいろいろものは考えてもらいたい。この点は再度答弁をお願いします。

それからもう一つ、実は国民年金ができれば、ILOの社会保障の最低基準に關する条約というのが一九五二年百二号条約として出ておるわけですが、これは批准をされますかどうか。この点どういうようにお考えですか。

最近ILO問題というのは非常に問題になっておる。これは国際信用にもかかわるし、貿易の正常化にも影響がある。国民年金という画期的な法律が發足するに當つて、私はこういつた条約は批准すべきであると思いますが、どういうふうにお考えですか。

○岸國務大臣 この制度を立てます上において、総合的な見地からこれを考へなければいかぬ、ばらばらなことではいかぬという御意見は、私もその思います。ただ私先ほど申し上げましたのは、もちろん一応将来に対する見通しを立てておるわけでございますが、具体的にこの法律として財政的の負担その他をきめます上から申しますと、一応われわれの正確に把握することを基礎にせざるを得ない。將來

におけるこの成長率、ずっと今後十年にないし十五年の成長率をもつて直ちに推定するといふよりなことに、ついては、なお事態の変化を見る必要がある、ということを示し上げたわけでございます。

それからILOの問題につきましては、もちろんILO条約についてはできるだけ批准するというのがわれわれの根本の方針であります。また今おあげになりました百二二号でございますかの

問題は、実はまだ私研究いたしておりませんから、さらに一般方針に従って検討することにはいたしたいと思ひます。

○多賀谷委員 財政の問題を十分考慮してと言われますが、財政の面から見ると、ちやうど総理がお考えになつておることと逆になつておる。財政は昭和三十六年、あるいは軍人恩給がピーク時になる時期、あるいは国民皆保険になる最も財政支出の多いときに拠出の積立金が始まる。政府の支出が始まる。それからカーブはあまり変りがありません。そうしてそのために経済が伸びた昭和六十年ごろから逆にだんだん財政支出が下るわけです。昭和八十年の最も完成をいたしますときには、昭和三十六年の四百三十二億に対して、その半額の二百七十一億くらいしか負担をする必要がないですから、経済成長率と社会保障に対する国庫の支出金というものは、逆の方向にいっているわけです。総理は先ほど滝井委員の質問に対して、まず経済基盤を強化して社会保障をやるのだといわれる。それならば、むしろこの辺は上げていくべきではないか、こゝういふふうに考へるわけです。

さらにILOの問題につきましても、ILO問題というのは単に労使関係の問題だけではないと思ひます。狭義の意味の労働関係だけではない。社会保障につきましても相当な条約が採択されておるわけです。ですから、少くとも、今日一つの法律を出すについては、これは国際労働条約のどこに適用され、政府としてはどういふ態度でいくかということが必要ではないかと思ひます。しかも、今申しましたILOの百二号条約というのは九つの給付を

規定して、九つの給付のうち三つができておれば批准ができることになつておるのです。この条約はこれほど寛大な条約なんです。ですからまだ政府が検討していないというようなことで私は私はいかぬ、怠慢であると思ひます。できるようなものならばさつさと批准をしてその手続を取つて、まず国際的な信用を回復する必要があると思ひます。ILOというのは単に労使問題だけではないのです。この点どういふようにお考えですか、二点再度お尋ねいたします。

○岸國務大臣 ILOの条約につきましては、先ほどお答え申し上げましたように、政府としては一般的に、採択された条約についてはできるだけこれを批准をするという方針で検討を続けております。今具体的に、あるいは厚生省その他関係の省におきましては研究をしておることだと思ひますが、私自身として、御質問がありましたことにつきましてもまだ研究をいたしておりませんから、一般方針に従つてなるべく早く、多く批准するという政府の方針に沿つて十分検討したい、こゝういふことを申し上げたわけでありませう。

それから第一の点につきましては、これは、私は、先ほど申し上げましたように経済の基盤があるところまででき上れば社会保障制度というものが並行していけるようになるのだ、戦後はこの経済基盤を作り上げるということにもつぱら緊急の必要があつたために、社会保障制度の方がおくれれており、経済基盤を作るための財政支出のために社会保障制度の支出が押えられ、今後は漸次それが並行的な状況に

向つていくであらうということを申し上げたのであります。

それからこの国民年金の問題につきましては、一応われわれはこれで充足しますけれども、もちろん将来においてこれが内容の充実なり完備なり修正なりというようなことについてはなお検討して、実情に合うように持つていきたい、こゝう考へております。

○田中(正)委員長代理 本会議散会後まで休憩いたします。

午後三時四十三分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

昭和三十四年三月二十四日印刷

昭和三十四年三月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局